

第 1 回
漁港建設業将来ビジョン
策定委員会検討資料
(本編)

令和 2 年 7 月

一般社団法人 全日本漁港建設協会

目 次

I. 現ビジョンについて	4
1. 現ビジョンの概要	5
1－1. 策定の主旨	
1－2. ビジョンの内容	
2. 現ビジョンの見直しの必要性	8
2－1. 政策的な変化	
(1) 新たな漁港漁場整備長期計画の策定 (H29. 3)	
(2) 水産政策改革 (H30. 12)	
2－2. 水産業・漁村をとりまく環境の変化	
(1) 水産資源・漁獲量の低迷	
(2) 災害の増加・激甚化	
(3) 温暖化の進行	
(4) 漁村活力の低下と対策	
(5) 市町村の担当者（技術者）の不足	
2－3. 建設業を取り巻く環境の変化	
(1) 担い手3法及び運用指針の改正 (R1. 6 R2. 1)	
(2) 担い手不足と外国人受け入れ制度の創設 (R2. 3)	
(3) 建設業における新型コロナウイルス対策	
3. 現ビジョンの評価	29
3－1. 漁港建設業が果たす公益的役割の再評価	
3－2. 現ビジョンに位置付けられた目標（これからの建設業）の評価	
3－2－1. 適正な予算の確保	
3－2－2. 新たな事業分野を持つ長期計画	
3－2－3. 適正な入札制度	
3－2－4. 新たな漁港建設技術	
II. 新ビジョンについて	46
4. 新ビジョンの検討	47
4－1. 漁港建設業の公益的機能と役割の発揮	
(1) 地域社会への貢献、	
(2) 地域経済への貢献、	
(3) 地域の守り手としての貢献	
(4) 国土保全と形成への貢献	
4－2. 新ビジョンの考え方（課題と目標の設定）	
4－2－1. 【課題1】儲かる漁港建設業	
4－2－2. 【課題2】成長する漁港建設業	
4－2－3. 【課題3】魅力ある漁港建設業	
4－2－4. 【課題4】技術を創造する漁港建設	

I．現ビジョンについて

1. 現ビジョンの概要

1-1 策定の主旨

現漁港建設業の将来ビジョンは、以下をその策定主旨として、ビジョン策定委員会の議論を踏まえて、平成 27 年 5 月に策定された。

漁港建設業は、漁港漁場漁村の発展とともに、災害対応などの地域への貢献、資源対策など漁業への貢献、地域の経済活動への貢献、国土の保全と形成への貢献など自他ともに認める社会的責任と義務に希望と誇りを持って活動してきた。

この希望と誇りをもって将来にわたり社会的貢献を果たすため、漁港建設業が抱える課題を様々な角度から分析し、国及び地域社会に貢献する漁港建設業の理念と将来のあるべき姿を描き、その実現と持続的発展のためにとるべき方策をビジョンとして取りまとめたものである。

漁港漁場漁村の建設を担っている漁港建設業は、現在まで誇りを持って企業活動を行って来ました。なぜなら、我が国の海岸線 3 万 km に位置する 2,909 の漁港を、我が国の 200 海里経済水域 447 万 km² の漁業を主とした有効な活用活動拠点として建設してきたからです。

さらに、これからの漁港建設業の企業活動にも希望と誇りを持っています。その希望と誇りは、本来の漁港建設とともに、災害対策などの地域貢献、資源対策などの漁業への貢献、地域の経済への貢献及び国土の保全と形成への貢献といった、自他ともに認める社会的責任と義務に源を発します。

これら漁港建設業の希望と誇り及び貢献を維持していくためには、適切な漁港関係事業が維持されること、新しい事業分野を持つ長期計画、適切な利潤を確保出来る入札契約制度及び新しい漁港建設技術の開発の四つの条件が揃わなければなりません。

本漁港建設業の将来ビジョンは、漁港建設業が果たす役割を示し、将来ともこれら役割を担っていくために必要な四つの条件を示したものです。

(現漁港建設業の将来ビジョンより抜粋)

1-2 ビジョンの内容

現漁港建設業の将来ビジョンの内容を大まかに整理すれば、漁港建設業が果たす役割の明確化と、その役割を持続的に発揮していくために必要な条件をとりまとめている

る。

漁港建設業が果たす役割

- ①地域社会貢献（災害救助、地域イベント、沿岸環境保全活動等）
- ②地域産業経済貢献（漁業への貢献、地域経済への貢献等）
- ③国土保全と形成への貢献（国境海域の監視、国際漂流物の処理等）

漁港建設業の未来（持続的役割の発揮のため、漁港建設業が必要とするもの）

- ①適正な予算（国土保全と災害対策に必要な最低予算額 1,450～3,300 億円目標）
- ②新たな事業分野を持つ長期計画（漁港施設の維持保全、新たな漁場開発等）
- ③適正な入札制度（特殊な条件下における事業に鑑み、適正な利潤と後継者確保可能となるよう品確法等の制度徹底）
- ④新たな漁港建設技術（資源増殖、漁港施設の維持保全等）

現漁港建設業将来ビジョンの内容は、漁港建設業に関する国民の理解促進と業界自体の誇りの醸成のため「漁港建設業が果たす役割」を先ず提示している。その内容は、①地域社会への貢献、②地域社会経済への貢献（漁業への貢献、地域経済への貢献）、③国土保全と形成への貢献、④防災活動と災害対策の4つの柱からなり、それぞれ事例を含めて論じている。

また、「これからの漁港建設業」において、今後の健全な漁港建設業の構築に向けて、「適正な予算」、「新たな事業分野を持つ長期計画」、「適切な入札契約制度」、「新たな漁港建設技術」の4つの取り組みの柱を提言している。特に、これからの漁港建設業の維持のため、2種以上の漁港の立地数と同数の漁港建設業者の健全な企業活動を支えるため、300t クレーン作業船の維持経費を根拠に、適正な年間予算規模を1.450 億円と試算している。

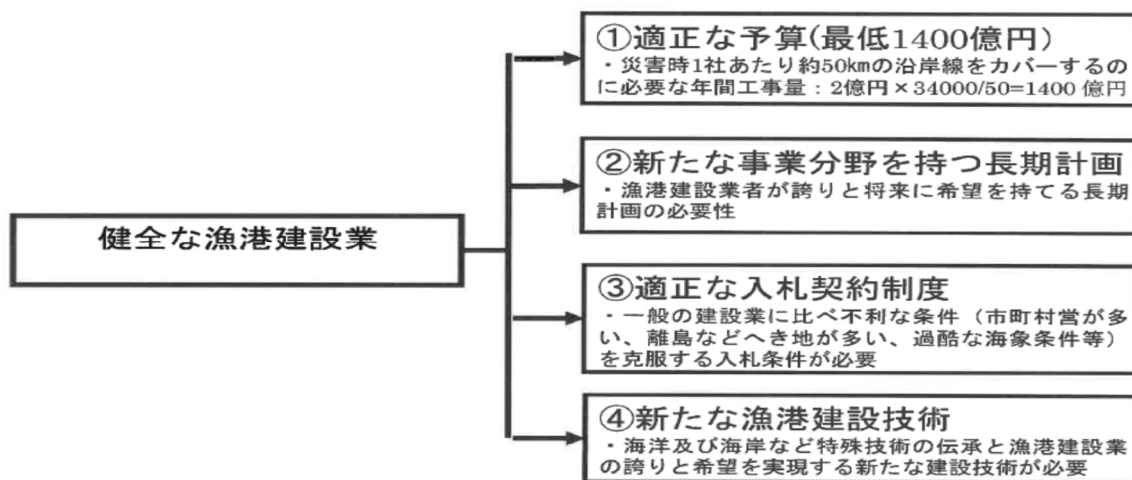


図 1-2-1 現漁港建設業将来ビジョンの未来（これからの漁港建設業が必要とするもの）



図 1-2-1 現漁港建設業将来ビジョンの内容全体像

2. 現ビジョンの見直しの必要性

現漁港建設業将来ビジョンの策定（平成 27 年）から 5 年目を迎える令和 2 年を前に、現ビジョンの背景となるわが国の水産業、漁村を始め、水産基盤整備や漁港建設業をとりまく環境、建設業を取り巻く環境が大きく変化している。従って、このような環境・情勢変化を踏まえ、反映した現ビジョンの見直しが必要である。

2-1 政策面での変化

(1) 新たな漁港漁場整備長期計画 (H29～H33) の策定 (H29. 3)

現ビジョン策定（平成 27 年 5 月）後の平成 29 年～平成 33 年を計画期間とした「新たな漁港漁場整備長期計画」が策定・公表され、平成 29 年度を初年度とする 5 年間の漁港漁場整備長期計画重点課題として、5 つの柱とそれぞれの重点課題に共通する事項が定められた。

- ①重点課題 1：水産業の競争力強化と輸出促進
- ②重点課題 2：豊かな生態系の創造と海域の生産力向上
- ③重点課題 3：大規模自然災害に備えた対応力強化
- ④重点課題 4：漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出
- ⑤共通事項：漁港漁場施設の管理の高度化 (ICT を活用した漁港漁場施設の管理や機能保全の効率化など)

【新たな漁港漁場整備長期計画 (H29～H33) の解説】

平成 29 年度～平 33 年度 (令和 3 年度) の 5 年を実施期間とした「新たな漁港漁場整備長期計画」が策定され、現在進行形の漁港漁場整備事業の基本的な考え方、重点課題と実施の目標が定められている (図 2-1-1 新たな漁港漁場整備長期計画の全体像参照)。

(長期計画の基本的な考え方)

- 世界的な水産物需要の増加、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来などの現下の水産業をとりまく情勢に的確に対応するため、重点的に取り組むべき課題を明確化
- 水産基本計画との連携の下、水産物の輸出促進や国土強靱化、まち・ひと・しごと
の創生など新たな政府課題への対応と歩調をあわせ、漁港・漁場・漁村の総合的な
整備を推進
- 国民にわかりやすい政策目標・整備目標と事業量を設定しつつ、漁港漁場施設の管理
の高度化などの新たな手法を取り入れ、事業の効率性や実効性を確保

（重点課題）

新たな漁港漁場整備長期計画は、4つの重点課題（①水産業の競争力強化と輸出促進、②豊かな生態系の創造と海域の生産力向上、③大規模自然災害に備えた対応力強化、④漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出）により構成されている。

特に、「重点課題④漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」の趣旨である活力ある漁村づくりが、長期計画のテーマとなっている点と、漁港漁場施設の管理の高度化（ICTの活用による重点課題への対応）が共通事項として挙げられている点が注目される。

（目指す主な成果・事業量）

水産基盤整備における課題に適確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定め、漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施することとしている。

新たな漁港漁場整備長期計画（平成29～33年度）

漁港漁場整備長期計画の基本的な考え方

- 世界的な水産物需要の増加、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来など現下の水産業をとりまく情勢に的確に対応するため、重点的に取り組むべき課題を明確化
- 水産基本計画との連携の下、水産物の輸出促進や国土強靱化、まち・ひと・しごとの創生など新たな政府課題への対応と歩調をあわせ、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進
- 国民にわかりやすい成果目標・整備目標と事業量を設定しつつ、漁港漁場施設の管理の高度化などの新たな手法を取り入れ、事業の効率性や実効性を確保

重点課題と実施の目標

漁港漁場整備基本方針に即して、今後5年間（平成29～33年度）に以下の課題に重点的に取り組む

<重点課題1> 水産業の競争力強化と 輸出促進

- ◆ 品質や付加価値の向上、生産の効率化やコスト縮減、産地の価格形成能力の向上に資する漁港の生産・流通機能を強化
- ◆ 国内への安定的な水産物供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制を確保

<重点課題2> 豊かな生態系の創造と 海域の生産力向上

- ◆ 水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を実施
- ◆ 広域的な藻場・干潟の衰退要因等の把握とハード・ソフト対策を組み合わせた回復対策を実施
- ◆ 海水温上昇等に対応した漁場整備への取組
- ◆ 資源管理と併せた沖合域の漁場整備を推進

<重点課題3> 大規模自然災害に 備えた対応力強化

- ◆ 東日本大震災からの復旧・復興を総仕上げ
- ◆ 災害時の救援活動、物資輸送等の拠点を整備
- ◆ 被災後の水産業の早期回復のための拠点を整備
- ◆ 台風・低気圧災害に備えた施設の耐波性能を向上

<重点課題4> 漁港ストックの最大限の活用 と漁村のにぎわいの創出

- ◆ 漁業所得の向上を通じた地域水産業の活性化、都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問を推進
- ◆ 女性・高齢者等にとって住みやすく働きやすい漁村づくりを推進
- ◆ 施設の長寿命化対策による漁港機能の維持・保全を計画的に推進
- ◆ 漁港ストックの有効活用を推進

漁港漁場施設の管理の高度化（ICTを活用した漁港漁場施設の管理や機能保全の効率化など）

目指す主な成果・事業量

水産基盤整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定め、漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施

1

資料-水産庁(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/170328-1.pdf>)

図 2-1-1 新たな漁港漁場整備長期計画の全体像

(2) 水産政策改革（平成 30 年 12 月）

平成 30 年 12 月、70 年ぶりに漁業法が改正され、水産庁は、水産資源の適正な管理と水産業の成長産業化の両立を目指した「水産政策改革」をとりまとめ、以下の 4 課題を柱に、大きな改革の方向を示した。

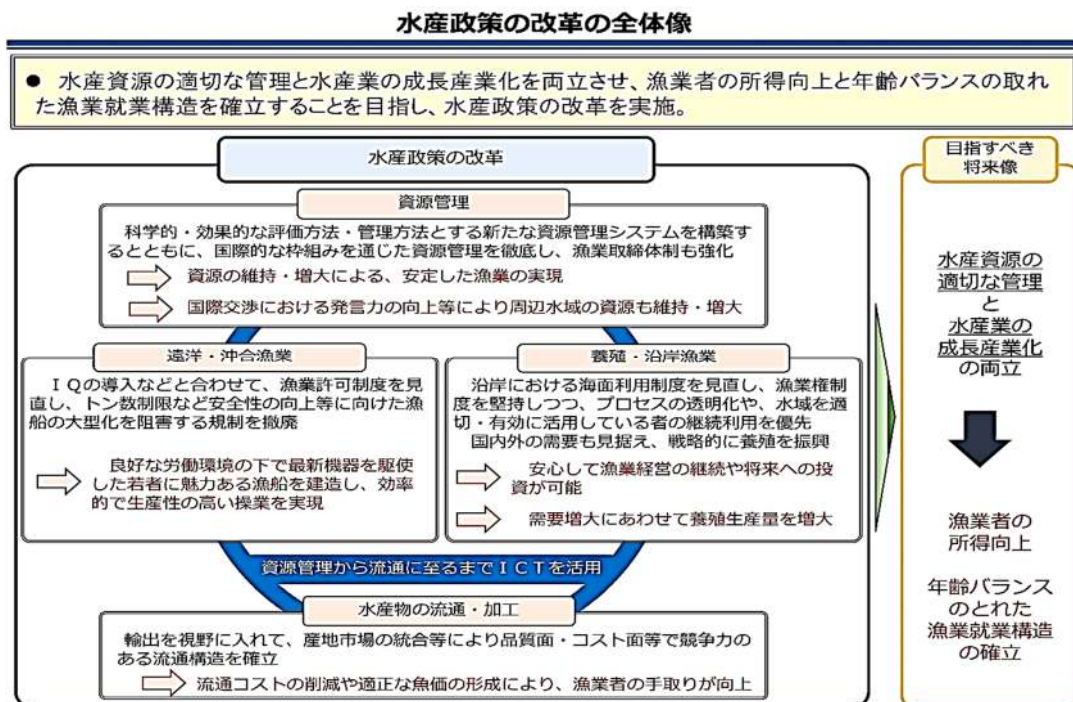
- ①資源管理の強化
- ②水産物の流通・加工
- ③遠洋・沖合漁業
- ④養殖・沿岸漁業

【水産政策改革の解説】

平成 30 年 12 月に公表された「水産政策の改革」の全体像は以下のとおりであり、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施することとしている。

水産政策の改革を構成する、①資源管理、②水産物の流通・加工、③遠洋・沖合漁業、④養殖・沿岸漁業に係る改革の詳細は、下図に示すとおりであり、資源管理から流通に至るまで I C T を活用することとしている。

漁港建設業の視点から見れば、長期的には持続的漁業・水産業の成長産業化が本来の漁港漁場関連建設業の維持発展に寄与すると同時に、短期的には、区画漁業権規制緩和により、漁協など地域生産組織との理解と協働を前提とした養殖業への参入といった企業経営の多角化の可能性を示唆している。



資料-水産庁 www.fishexp.hro.or.jp/cont/jochokai/conference/jt2ims00000000tg-att/shiryo7_1_suisanseisaku.pdf

図 2-1-2 水産政策の改革の全体像

(水産政策改革のポイントと水産基盤整備)

水産政策改革のポイントと水産基盤整備との関連を整理すれば、以下のとおりであり、今後漁港建設分野においては、規制緩和による遠洋・沖合漁船の大型化に対応した漁港の改築や積極的な振興策が示された養殖業を支援するための大規模静穏水域の確保対策や漁港の有効活用などが期待されるところである。

(1) 資源管理：新たな資源管理システムの構築

- 国際的に遜色ない科学的・効果的な評価方法及び管理方法
- 毎年度漁獲可能性(TAC)を設定



- ・拠点漁港における水揚げ情報の把握システム(ICTの導入)
- ・外国漁船取り締まり船支援バース整備

(2) 流通改革：漁業者の所得向上に資する流通構造改革

- ICT等の活用、品質衛生管理の強化、個国内外需要への対応等を効果の推進
- 産地市場の統合・重点化



- ・産地市場へのICT等の導入、輸出基準にも適合した高度衛生管理型漁港整備
- ・漁港機能の再編・集約化と産地市場の統合・重点化

(3) 遠洋・沖合：生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- IQ導入など条件が整った漁船については、漁船の大型化阻害規制を撤去
- 漁業許可を受けた者には、各種報告を義務付け



- ・漁船の大型化に対応した大水深岸壁・泊地の整備
- ・遠隔離島周辺の漁場開発とフロンティア漁場整備等沖合漁場開発

(4) 沿岸・養殖：沿岸漁業・養殖業の発展に資する海面利用制度の見直し

- 沿岸漁場の有効活用
- 養殖業発展のための環境整備
 - ・国は戦略的養殖品目を設定した上、操業戦略を策定
 - ・敵地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用の推進



- ・スマート水産業の展開に向けた漁場・養殖場のIT化
- ・大規模静穏水域の確保、漁港(泊地、用地)の有効活用
- ・沿岸漁場環境整備(藻場・干潟の再生、底質改善による赤潮対策等)

(5) 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し(※省略)

(6) 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

- 漁業・漁村が持つ多面的な機能が発揮されるよう効果的な取り組みを推進



- ・漁村の賑わいの場として利用規制の緩和による漁港の有効活用
- ・渚泊や水産多面的機能発揮対策事業との連携

2-2. 水産業・漁村をとりまく環境の変化

(1) 水産資源・漁獲量の低迷

近年、国内の地域漁業・水産業を根本的に支える水産資源及び漁獲量の低迷が顕著であり、漁業・水産業をとりまく環境疲弊の要因となっている。

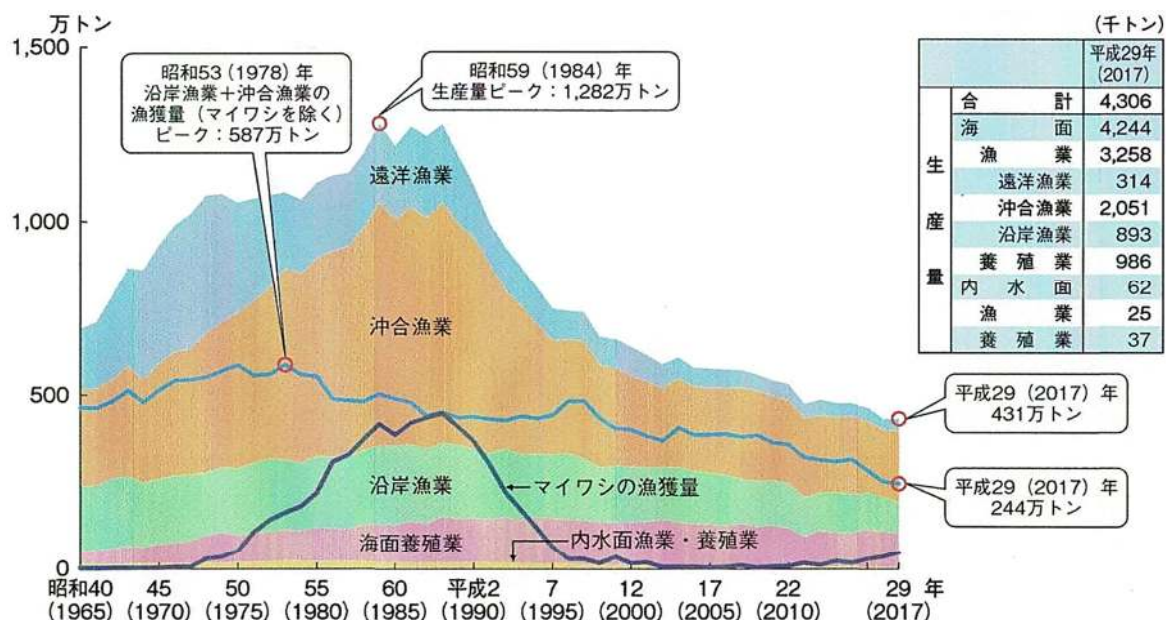
- ①国内生産量の減少（ピーク時の1/3）と生産額の頭打ち
- ②水産生物の産卵・生育の場として重要な藻場・干潟の減少
- ③魚種や植生の交代等

【水産資源・漁獲量の低迷状況の解説】

(1) 国内生産量・金額の動向

①国内生産量の動向

わが国の漁業・養殖業生産量は、昭和59（1984）年をピーク（1,282万トン）に、平成7（1995）年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いている。昭和59（1984）年以降の急速な減少は、沖合漁業のうちまき網漁業によるマイワシ漁獲量の減少によるものが最も大きく、これは海洋環境の変動の影響を受けて資源量が減少したことが主な要因と考えられている。



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1）平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。

2）内水面漁業生産量は、平成12（2000）年以前は全ての河川及び湖沼、平成13（2001）～15（2003）年は主要148河川28湖沼、平成16（2004）～20（2008）年は主要106河川24湖沼、平成21（2009）～25（2013）年は主要108河川24湖沼、平成26（2014）年～29（2017）年は主要112河川24湖沼の値である。平成13（2001）年以降の内水面養殖業生産量は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収獲量であり、平成19（2007）年以降の収獲量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収獲量を含む。

3）平成18（2006）年以降の内水面漁業の生産量には、遊漁者による採捕は含まない。

資料一水産庁（平成30年水産白書）

図 2-2-1 漁業・養殖業の生産量の推移

（藻場・干潟の減少）

①藻場の役割

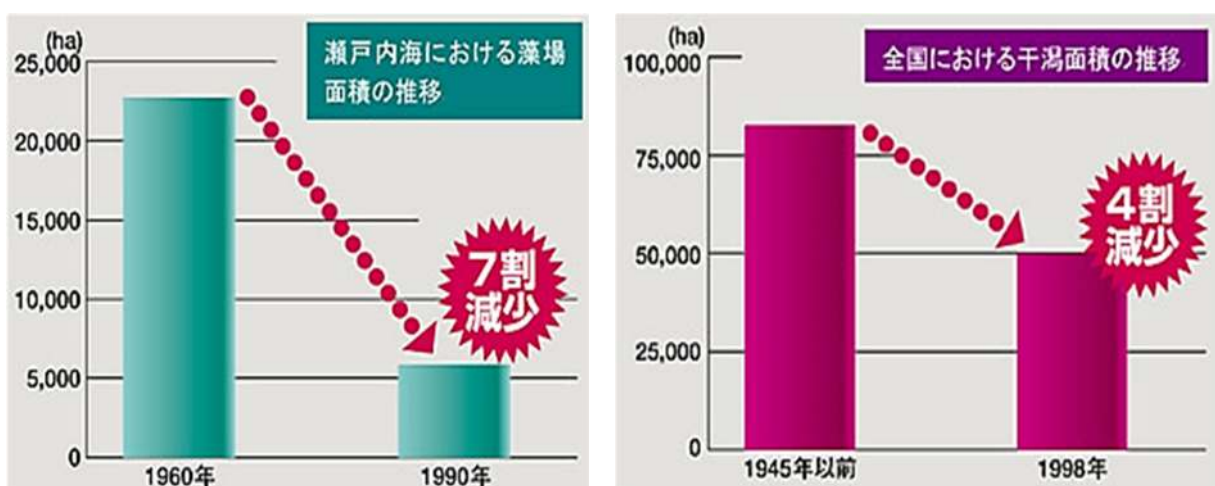
藻場は、本来、様々な海洋生物の産卵の場を提供するとともに、多くの水産生物の幼稚仔魚期の保育場となっており、普段は沖合域に生息する魚等の資源培養に役立っている。藻場が幼稚仔魚期の生物にとって適しているのは、①隠れる場所がたくさんあって外敵から襲われる危険性が低いこと、②多くの餌があるため効率よく餌が得られることの2つの理由があげられる。わが国の藻場で幼稚仔魚期を過ごすことが知られている魚類は100種以上に及ぶと推定されている。

②干潟の役割

干潟は、アサリ等の生産の場であるとともに、魚類を始めとする多くの水産生物が幼稚仔期を過ごすための保育場となっている。多くの水産生物が幼稚仔期を干潟で過ごす背景には、①水温が生息に適している、②酸素が豊富である、③餌となる底生動物（線虫、輪虫、アミ、ゴカイ等）などが豊富である、④干潟時には海からの捕食者を遠ざけ外敵からの危険性を減少させることなどが挙げられる。

③藻場・干潟の減少

このような漁業生産環境形成上重要な役割を果たしている藻場・干潟の減少が顕著である。もともと、高度成長期の沿岸域の開発などによって、沿岸域の藻場・干潟は大幅に減少したが、近年は、海水温の上昇による磯焼けや南方系の外敵生物の北上による藻場の外敵生物の増加、干潟の機能を守ってきた二枚貝の捕食生物（ナルトビエイ等）の増加などが減少の大きな要因となっている。



資料一水産庁HP（藻場の働きと現状、干潟の働きと現状）

図 2-2-2 瀬戸内海における藻場面積の推移及び全国における干潟面積の推移

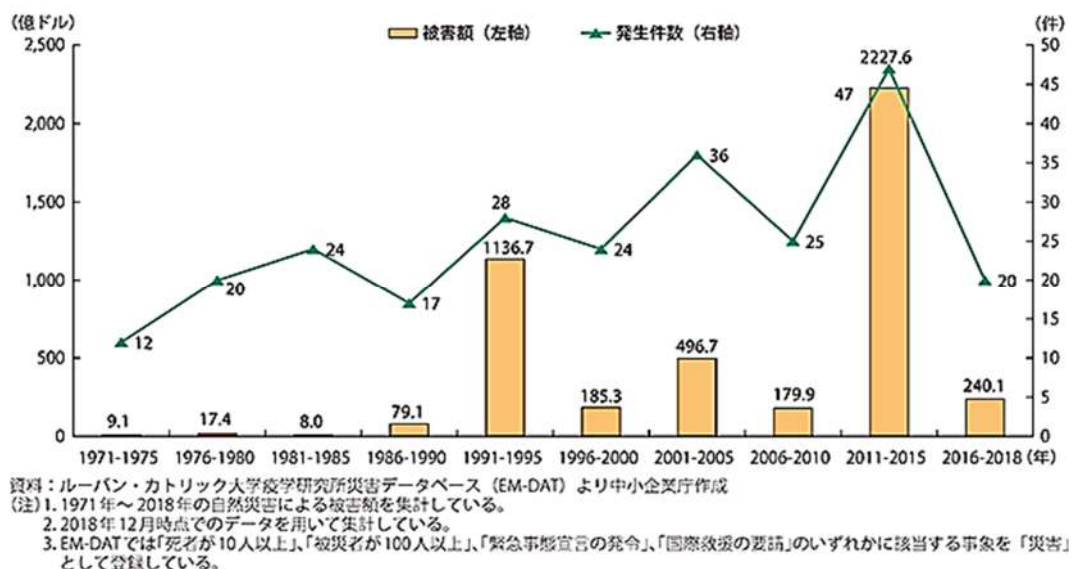
(2) 災害の増加・激甚化

近年、台風や低気圧などの大型化等に伴い、事前防災や国土の強靱化の要請が高まってきており、漁港建設業においても災害対応は重要な課題。

- ①台風の頻発と大型化とこれまでにない進路による被害の拡大
- ②観測史上最大と形容される豪雨・洪水被害の増加
- ③南海トラフ地震・津波や千島海溝・日本海溝地震・津波（内閣府検討会）など
全国沿岸域における大規模地震・津波発生懸念
- ④大規模災害に対応した国土強靱化要請の高まり
- ⑤令和2年1月以降の世界的新型コロナウイルス禍による消費形態の変化による漁業・水産業の疲弊（現在進行形の危機）

【災害の増加・激甚化状況の解説】

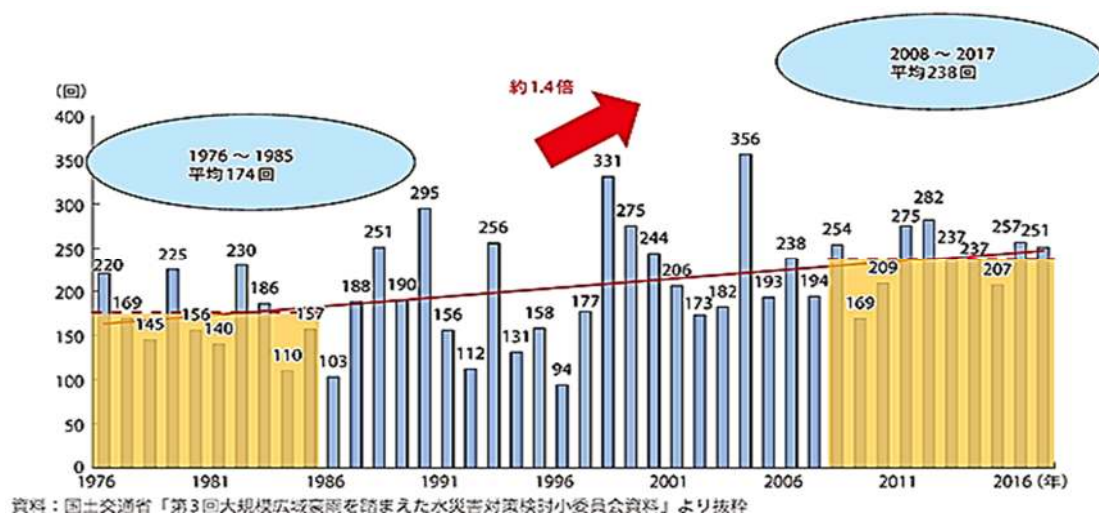
わが国における自然災害の発生件数と被害額の推移（※下図参照）を見ると、自然災害の発生件数は変動を伴いつつも、明らかに増加傾向にあり、特に、阪神・淡路大震災（1995年）、東日本大震災（2011年）の発生時には大規模な被害を記録している。なかでも、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、豪雨災害としては初めて激甚災害として指定されるなど、広範囲に大きな被害をもたらした。



資料-中小企業白書（2019年）

図 2-2-3 日本における自然災害発生件数と被害額の推移

次図によれば、こうした被害をもたらす大雨について、1時間当たりの降水量50mmを上回る大雨の発生件数が、この30年間で1.4倍に増加していることが分かる。今後も地球温暖化等の気候変動の影響により、水害及びそれに伴う土砂崩れ災害等が頻発する懸念がある。



資料-中小企業白書（2019年）

図 2-2-4 1 時間あたり降水量 50mm 以上の年間発生回数（アメダス 1000 地点当たり）

また、わが国は地震の常襲地域でもあり、東日本大震災などの経験をもとに、今後発生が予想される大規模地震津波災害に備える必要がある。

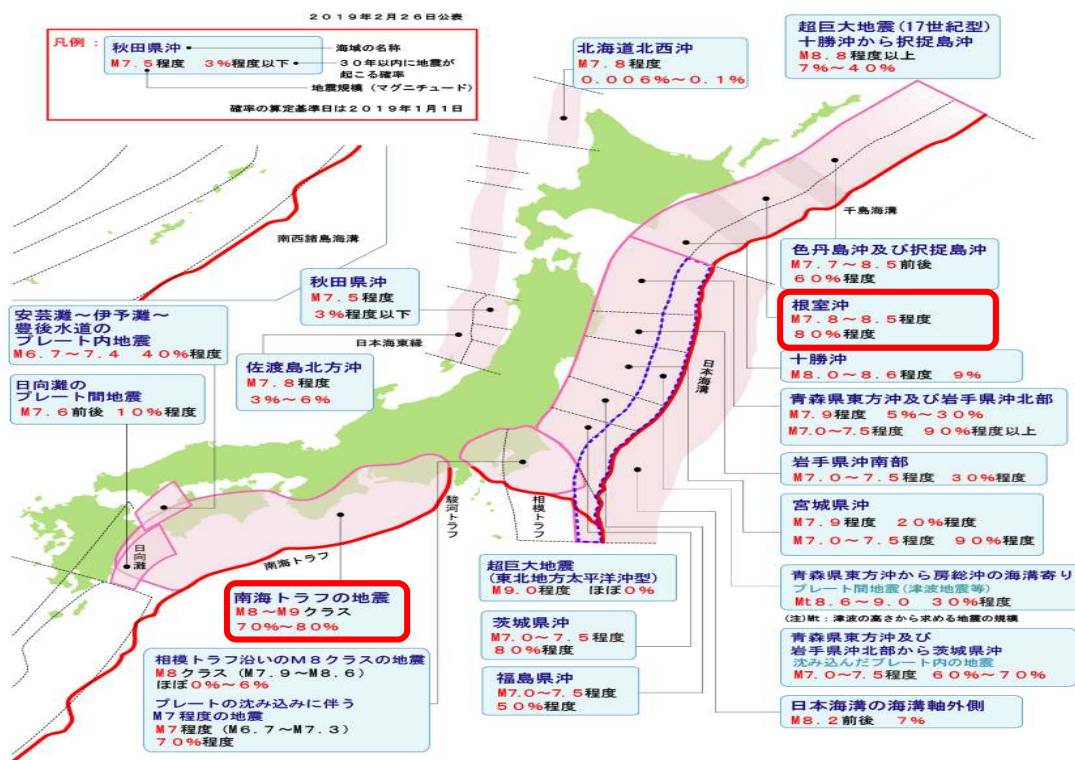


図 2-2-5 今後発生が懸念される地震一覧（参照）地震調査研究推進本部事務局）

(3) 温暖化の進行

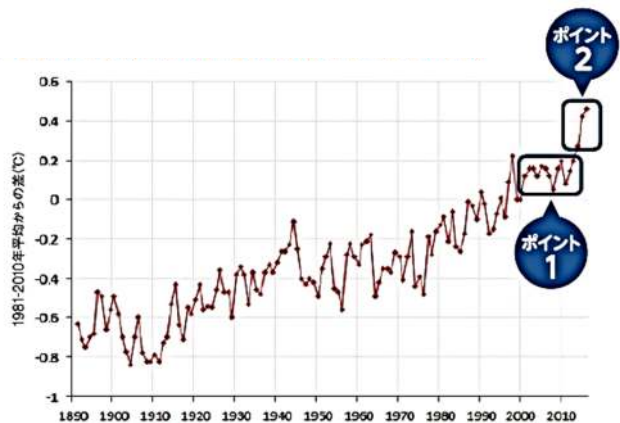
地球温暖化の進行に伴う海面の上昇や海水温度の上昇は、まさに世界規模の危機といえ、わが国の漁業・水産業や沿岸の漁港漁場等の維持に大きな影響を与えつつあり、漁港建設業に課せられる役割は大きくなっている。

- ①魚種交代や漁場の変化 → 新たな漁場造成
- ②有害生物の発生 → 海域環境の改善
- ③海面上昇と国土保全要請等 → 国土強靱化対策
- ④CO₂削減要請（省エネ・再生可能エネルギー転換等）→ 藻場の再生

(温暖化による影響)

①気温、海水温の上昇

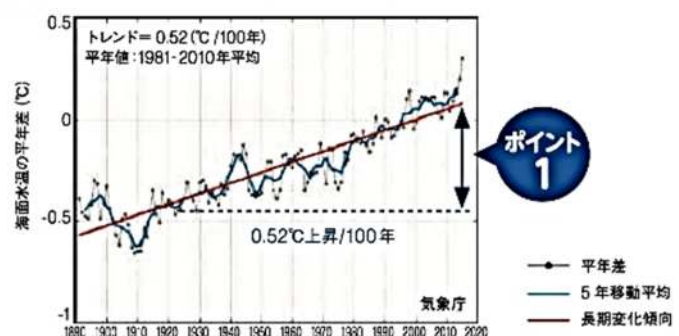
・世界の平均気温は現在も上昇傾向が続いている。IPCC 第 5 次評価報告書では 気温が 132 年間に 0.85℃の上昇が
示された。また、2000 年～2012 年には気温上昇の停滞（※右図ポイント①）が見られるが、この理由には、主に海洋深層による熱の吸収の他、太陽活動の低下や火山活動などがその要因として挙げられている。しかし、2014 年以降は上昇を続けており、2016 年は観測史上最も暑い年となっている（※右図ポイント②）。



資料-地球温暖化の概要（環境省）

図 2-2-6 世界の年平均気温変化(1981～2010 年平均)

・年平均海面水温（全球平均）は、数年から数十年の時間スケールの海洋・大気の変動や地球温暖化等の影響が重なり合って変化している。長期的な傾向は 100 年あたり 0.52℃の上昇
（※右図ポイント①）となっている。

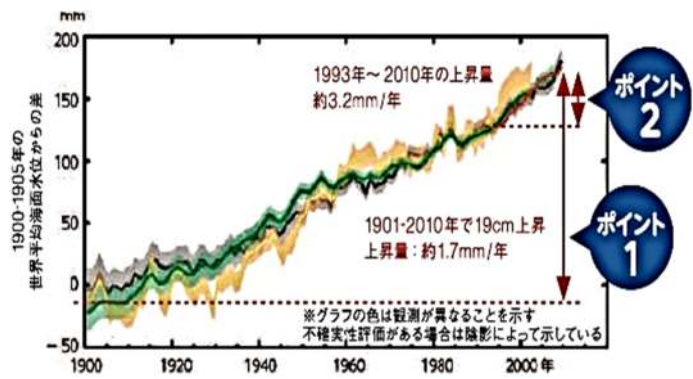


資料-地球温暖化の概要（環境省）

図 2-2-7 海面水温の長期変化傾向（全球平均）

②海面水位の上昇

1901～2010 年の 110 年間に世界の海面水位は、1 年当たり平均で約 1.7mm 上昇した（※右図ポイント①）。特に、直近の 1993～2010 年では、年間平均で約 3.2mm と急激に上昇している（※右図ポイント②）。最大の要因は、①海洋の熱膨張であり、次いで、②氷河・グリーンランド氷床・南極氷床の減少などが挙げられている。



資料-地球温暖化の概要（環境省）
図 2-2-8 海面水位の長期変化傾向（全球平均）

③現在、日本で生じている影響

・気温の上昇と猛暑日の増加

日本の年平均気温は、長期的には 100 年あたり約 1.19℃の割合で上昇している。また、日最高気温が 35℃以上（猛暑日）の日数は統計期間（1931～2015 年）で増加傾向が明瞭に現れている。

・日本近海の海面水温上昇

日本近海の各海域の海面水温は上昇しており、統計的に有意な長期変化傾向が見られる。気象庁の過去 100 年間のデータによると、日本海側で 1.72 度の上昇がみられる。

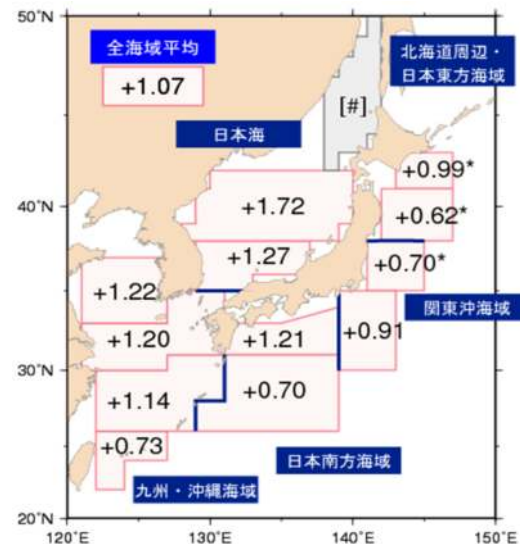


図 2-2-9 2014 年までの約 100 年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇率

（漁港建設業の課題）

漁港建設業に直結する主な温暖化課題としては、以下のようなものが考えられる。

①魚種交代や漁場の変化 → 新たな漁場整備、藻場再生

②有害生物の発生 → 新たな増養殖技術、藻場保全技術等

③海面上昇と国土保全要請等 → 潮位及び設計沖波の点検・見直し、護岸や防波堤の嵩上げ等海面上昇対策や激甚化する台風・低気圧対策等

④CO₂削減要請 → 省エネ・再生可能エネルギー対応

(4) 漁村の活力低下と対策

漁獲量の低迷、魚価の頭打ちによる所得の不安定と低下、また、これによる担い手不足等により、漁業・水産業自体の低迷にとどまらず、漁村の過疎・高齢化など地域活力の低下が進んでおり、その活性化策は喫緊の課題。

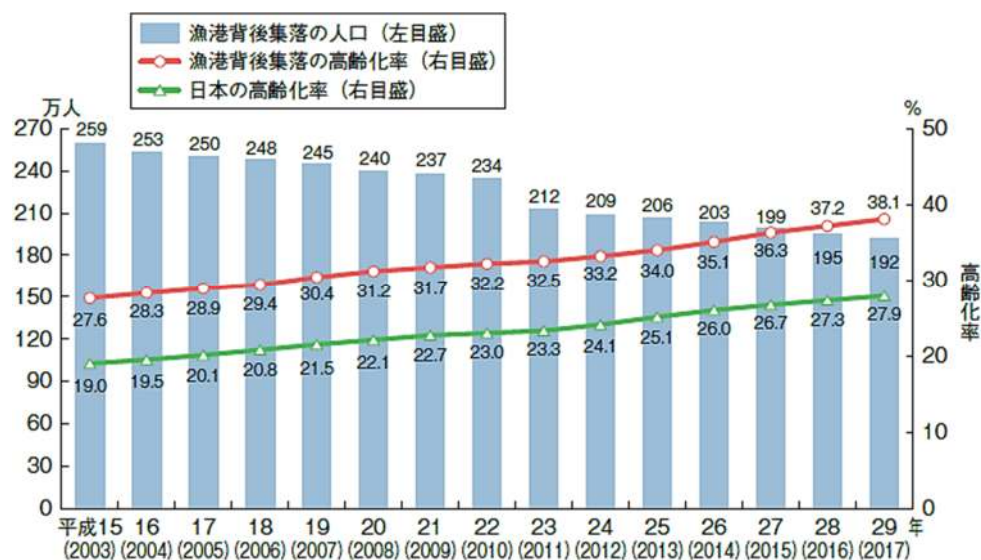
地域に根ざす漁港建設業は、ハード。ソフトの両面から、漁村活性化に向けた貢献が期待されている。

- ①防災対策の強化と減災対策の推進
- ②立ち遅れた漁村の生活環境の整備
- ③老朽化したインフラの長寿命化対策
- ④漁港既存ストックの有効活用や漁村滞在型観光など漁村活性化対策 等

(漁村活力の低下)

漁港背後に成立する漁業集落（漁村）は、本来漁業、水産業であるが、漁業の低迷と漁業就業者数の減少高齢化の進行により、漁村の混住化や人口の一貫した減少・高齢化傾向がみられる。

特に、地理的条件不利地域や漁業、水産業の低迷が著しい漁村の場合、地域自体の活力低下に直結しており、集落の維持が困難になりつつある小規模集落も散見される状況にある。



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）、総務省「国勢調査」（日本の高齢化率、平成 17（2005）年、22（2010）年及び 27（2015）年）、総務省「人口推計」（日本の高齢化率、その他の年）
 注：1. 高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。
 2. 平成 23（2011）～29（2017）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の 3 県を除く。

資料-水産庁（平成 29 年 水産白書）

図 2-2-10 漁港背後集落人口と高齢化率の推移

（漁村活性化に向けた取組）

（１）安心して暮らせる安全な漁村づくりへの取組

○漁港・漁村における防災対策の強化と減災対策の推進

海に面しつつ背後に崖や山が迫る狭隘な土地に形成された漁村は、地震や津波、台風等の自然災害に対して脆弱な面を有している。また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生する危険性が指摘されている。このため、国では、東日本大震災の被害状況を踏まえ、防波堤と防潮堤による多重防護、粘り強い構造を持った防波堤や漁港から高台への避難路の整備等を推進している。（水産基盤整備事業等）

○漁村における生活基盤の整備

一般に、急峻で背後に山が迫る狭い土地に家屋が密集している漁村では、車が通れない狭い道路も多く、下水道普及率も都市部に比べて低いなど生活基盤の整備が立ち後れている。このような生活環境の改善は、若者や女性の地域への定着を図る上でも重要であり、集落道や漁業集落排水の整備等を推進している。（農山漁村地域整備交付金等）

○インフラの長寿命化

漁港や漁場施設や環境施設等の水産庁が所管するインフラは、昭和 50（1975）年前後に整備されたものが多く、老朽化が進行し更新すべき時期を迎えたものが多くなっている。インフラの老朽化対策は政府横断的な課題の 1 つとなっており、水産庁では平成 26（2014）年に「水産庁インフラ長寿命化計画」を策定し、予防保全的な考え方のもと計画的なインフラの維持管理と更新を推進している。（水産基盤整備事業等）

（２）漁村振興・活性化の取組

○漁港施設の有効活用

漁港機能の役割分担を図りつつ機能集約される側の漁港において、補助事業により整備された漁港用地や水域の利用規制の緩和を図ることにより、民間等が地域活性化に資する施設整備や利活用を促進し、漁村の活性化を支援している。（規制緩和）

○滞在型漁村観光の振興

日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行である「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を 2020 年までに 500 地域創出することとしている。漁村地域においては「渚泊」として、漁業地域に有する自然、食、伝統文化などの地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるソフト対策への支援や、古民家等の滞在施設への改築や農林漁業・農山漁村体験施設の整備などハード対策への支援を行っている。（交付金事業）

(5) 市町村等の担当者（技術者）の不足

全国約 2800 の漁港のうち約 2000 が市町村の管理であるが、近年、多くの市町村において漁港を担当する土木・建築技術部門の職員数が大きく減少している。平成 31 年に水産庁調査によると、技術者がいない市町村の数は約 1 / 3 に上り、漁港漁場整備事業が適切かつスムーズに実施することが困難な状況になっている。

このため、水産庁では、令和 2 年 3 月に市町村支援策をとりまとめており、漁港建設業界としても、効果的な市町村支援体制の構築が期待されている。

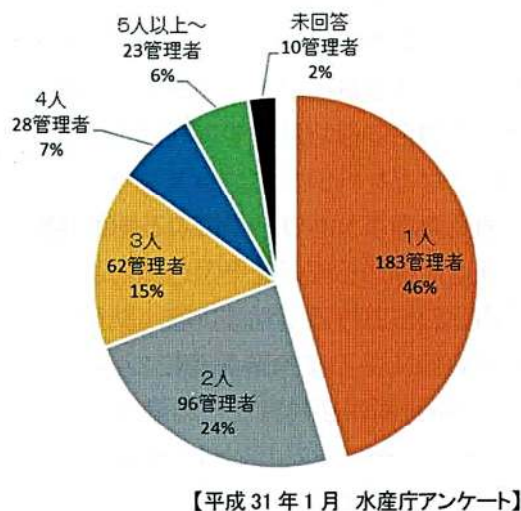
【市町村等の担当者（技術者）の不足状況に係る解説】

（市町村等の担当技術者の不足実態）

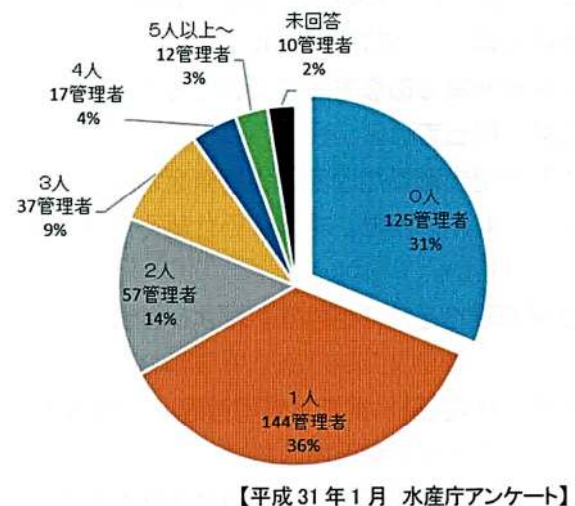
全国の市町村における土木・建築部門の職員数は、公共事業の縮減等に伴って減少傾向が続いており、漁港漁場整備事業を担当する技術系職員が 0 名又は 1 名しかいない市町村が全体の 2 / 3 に上っている。

一方で、漁港漁場整備事業に関する市町村の業務は、計画策定、予算要求、事業申請、工事発注、維持管理、災害時対応まで多岐にわたり、特に、計画策定、工事発注、維持管理及び災害対応の業務では、技術的、専門的な知見が必要となる。

このため、担当職員が不足する市町村では、漁港漁場整備事業を円滑に実施していくことが困難な状況にあるのが実情である。



市町村(全402漁港管理者)における漁港
漁場の担当職員数(管理職を除く。)



市町村(全402漁港管理者)における漁港
漁場の担当技術系職員数(管理職を除く。)

資料-水産庁

図 2-2-11 市町村（漁港管理者）における担当職員数

(国及び関係団体の対策対応)

このような状況を踏まえ、令和2年3月に水産庁では、担当職員が不足し、漁港漁場整備事業の実施体制が十分ではない市町村が今後とも漁港漁場整備事業を適切に実施できるよう、以下の3つの技術的な支援策を取りまとめた。

1) 漁港漁場整備事業の実務の手引きの策定

初心者にも漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ（計画、予算要求、事業申請、工事発注、管理等）が理解できる手引きを作成し、全国の漁港管理者に配布することとしている。なお、手引きの内容は、右記のとおりで、「漁港漁場整備事業の実務の流れ」と、「漁港漁場整備事業の実務の内容」（事業基本計画、予算要求と交付申請、事業執行と台帳調製）から構成されており、各実務内容に関連する通知や参考となる図書、WEB ページ等の情報をそれぞれ掲載している。

目 次	
1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ	(p.1)
2. 漁港漁場整備事業の実務の内容	(p.2)
Ⅰ. 事業基本計画 (p.2)	
Ⅰ-① 事業基本計画の作成と承認申請	(p.2)
Ⅰ-② 事業評価書の作成	(p.12)
Ⅰ-③ 事業基本計画の変更	(p.20)
Ⅱ. 予算要求と交付申請 (p.22)	
Ⅱ-① 予算要求資料の作成	(p.22)
Ⅱ-② 補助金交付申請	(p.23)
Ⅱ-③ 内示変更要望と交付決定変更申請	(p.27)
Ⅱ-④ 繰越手続き	(p.29)
Ⅲ. 事業執行と台帳調製 (p.31)	
Ⅲ-① 工事設計書の作成	(p.31)
Ⅲ-② 発注関係事務	(p.40)
Ⅲ-③ 実績報告と額の確定	(p.42)
Ⅲ-④ 漁港台帳の調製	(p.45)
<問い合わせ窓口一覧> (p.47)	

(手引きの内容：目次)

2) 漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」の設置

水産庁漁港漁場整備部に「よろず相談窓口」を開設し、関係機関とも連携して、漁港漁場整備の課題を有する市町村に対し、課題解決に向けた相談・助言を行うこととしている。

3) 水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の導入

漁港漁場整備事業の発注者自らが発注関係事務を適切に実施することが困難な場合に備え、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条第4項に基づいて、その事務を代行できる発注者支援機関を認定する仕組みを導入することとしている。

(漁港建設業への期待)

①市町村管理漁港の災害復旧支援

災害協定は、一般的に都道府県と地方支部の間で締結される場合が多く、市町村と直接締結される場合がほとんどないため、市町村管理漁港の災害復旧は他の公物の災害復旧に比べて極めて遅いのが実情。このため、市町村管理漁港の災害復旧を支援する仕組みが必要。

②市町村管理漁港の日常管理支援

市町村職員の不足から、漁港漁場整備法に定められた日常点検及びその結果の整理の不備から、その適切な対応が求められているところ。このため、特に技術者が不足する市町村において、点検業務の省力化が図られる漁港施設点検システムの活用と地域で活動する漁港建設会社の支援が期待される。

2-3. 建設業をとりまく環境の変化

(1) 担い手3法（令和元年6月）及び運用指針（令和2年1月）の改正

公共工事品確法と建設業法・入契法の一体改正（令和元年6月）及び同運用指針（令和2年1月）が改正。法改正の主なポイントは以下のとおりであるが、漁港建設業にあっても適切な運用・徹底が求められるところである。

- ①適正な利潤の確保（建設業の健全経営のための利潤確保）
- ②働き方改革の推進（工期の適正化、適切な設計変更等）
- ③生産性向上への取り組み（情報通信技術の活用等）
- ④災害時の緊急対応の強化（緊急性に応じた契約、災害協定の推進等）

【担い手3法（令和元年6月）及び運用指針（令和2年1月）改正に係る解説】

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号））をはじめ、建設業法・入契法のいわゆる担い手3法が令和元年6月14日に、同運用指針が令和2年1月に改訂された。

（背景）

改正前の品確法では、発注者の責務として予定価格の適切な設定等を定めるほか、多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争の是正を図ってきた。

近年、建設業をとりまく環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっている。また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっている。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事品確法が改正された。

1) 品確法改正のポイント

○ポイント1 災害時の緊急対応の充実強化

【発注者の責務】

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
- ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

○ポイント2 働き方改革への対応

【発注者の責務】

- ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定

- ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】

- ・適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定

○ポイント3 生産性向上への取組

【受注者・発注者の責務】

- ・情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定

○ポイント4 調査・設計の品質確保

- ・公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

○その他

【発注体制整備】

- ・発注者の責務として発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備を規定
- ・国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等を規定

【基本理念】

- ・工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用を規定

【国・特殊法人等・地方公共団体等の責務】

- ・公共工事の目的物の適切な維持管理を規定

上記の品質確保法及び同運用指針改正に示されているそれぞれのポイントは、漁港建設業の将来ビジョンの骨格をなすものである反面、現実的には適切な現場対応がなされていない事例が多くみられる。従って、漁港建設業においても受注者側の責務遂行と同時に、適正な運用が求められる（※後述、3-2（3）適正な入札制度の項参照）。

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※1、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務 - 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） - 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） - 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） ○受注者（下請含む）の責務 - 適正な請負代金・工期での下請契約締結	○発注者・受注者の責務 情報通信技術の活用等による生産性向上	○発注者の責務 - 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 - 災害協定の締結、発注者間の連携 - 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用	○調査・設計の品質確保 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
---	---	--	--

働き方改革の推進

- 工期の適正化
- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - 若く短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
- 社会保険の加入を許可要件化
 - 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
- 経営管理責任者に関する規制を合理化
 - 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

図 2-3-1 新担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的な改正）について

背景・必要性 1. 災害への対応 ○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務 3. 生産性向上の必要性 ○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務		2. 働き方改革関連法の成立 ○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務 4. 調査・設計の重要性 ○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割
法案の概要（改正のポイント） I. 災害時の緊急対応の充実強化 【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備 【発注者の責務】 ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択 ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携 ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用 II. 働き方改革への対応 【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮 【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結 【発注者の責務】 ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定 ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等 ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等 III. 生産性向上への取組 【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上 IV. 調査・設計の品質確保 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け V. その他 (1) 発注者の体制整備 ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】 ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等 (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】 (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】		

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

2

図 2-3-2 品確法の改正について

(2) 担い手不足と外国人労働受入れ制度の創設

漁港建設業界においては、担い手不足が構造的な問題となっており、今後、積極的な生産性や安全性の向上による国内人材の確保に加え、外国人労働者の受入れを推進していく必要がある。

(特定技能外国人受け入れ制度)

政府は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（建設業などの14分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）を創設（平成30年12月改正入管法成立）。

(外国人受け入れの背景)

2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新。

しかし、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野：建設業などの14分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）が創設された。

特定技能の活動内容は、特定産業分野であって、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動を特定技能1号、熟練した技能を要する業務に従事する活動を特定技能2号と区分され、以下の通りの在留資格等の基準となる

《特定技能1号のポイント》

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認
（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象：・・・

《特定技能2号のポイント》

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

(建設分野における特定技能外国人の受入れ)

建設業者団体等が共同して設立した(一社)建設技能人材機構(JAC)において、アウトサイダーやブラック企業の排除、有為な外国人材の確保、失踪・不法就労の防止等の課題に的確に対応することにより、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実施する。全日本漁港建設協会は令和2年6月4日に加入した。

(漁港建設業における特定技能外国人の受入れ)

特定技能外国人の受入れにあたって全日本漁港建設協会の会員は、その業務内容から試験区分「土工」の合格者と雇用契約を締結する。

受入れ会員は、特定技能外国人への賃金の他、(一社)建設技能人材機構(JAC)に外国人の受入れ負担金を支払うこととなる。ベトナムとの二国間協定においては、この他、送り出し機関への派遣費、日本語教育費、渡航費が必要となる。

また、受入会員は、特定技能外国人の日本での生活を支援する必要があるが、これらを登録支援機関に委託することができる。

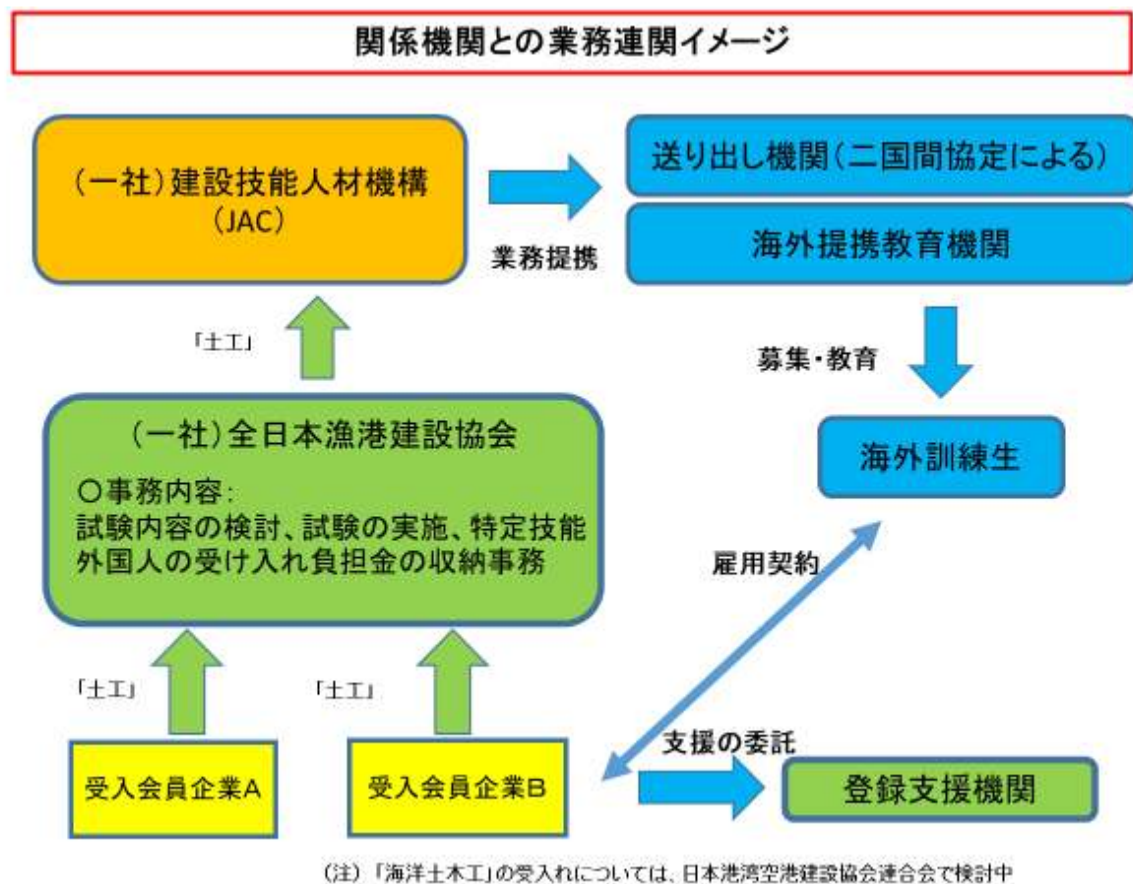


図 2-3-3 漁港建設協会における特定技能外国人材受け入れ関係機関との業務連携イメージ

(3) 建設業における新型コロナウイルス対策

- ①公共事業は、社会の安定維持の観点から、緊急事態措置の期間中においても、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する事業者として位置付け（令和2年3月28日；新型コロナウイルス感染症対策の基本本部決定）
- ②感染予防のための基本的な考え方や講ずべき具体的な対策については建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日版、国土交通省土地・建設産業局建設業課長）により示されたところ。
- ③漁港建設業においては、このガイドライン等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくとともに、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業等を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことが必要。

(漁港建設業において講じた感染予防対策)

漁港建設業において感染予防対策として講じてきた対策としては、（一社）全日本漁港建設協会が本年5月1日～13日の期間、全国の正会員635社を対象にアンケート調査を実施。これによると

①具体的な対策としては、多くの現場で

・アルコール消毒液の設置や消毒マスクの着用やうがいの励行」が実施される他、事務所等での「三密」回避や換気、シート等による飛沫拡散の防止が行われている。また、ウェブ会議など新たな取り組みも進められている。（図2-3-4）

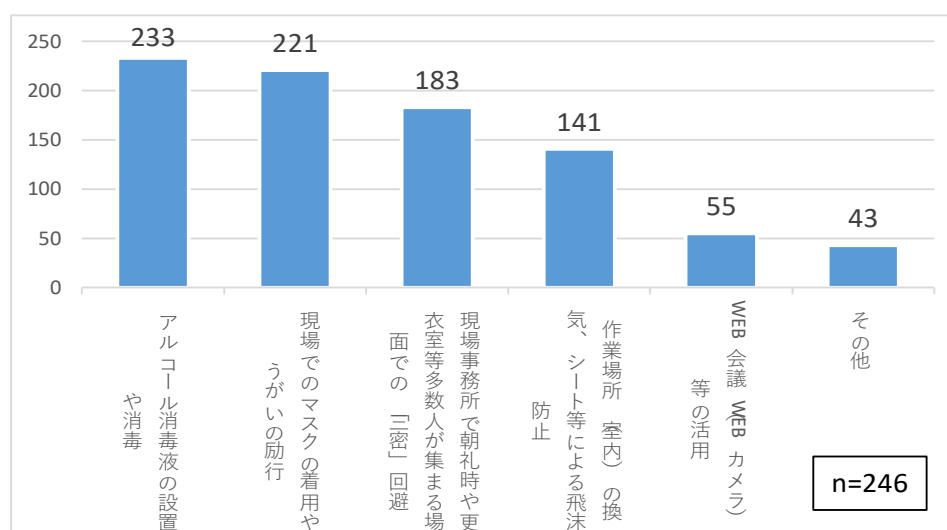


図 2-3-4 工事現場における感染拡大防止策の内容（複数回答）

また、事業の継続や今後の対策等については、以下の要望が挙げられている。

①具体的な事業継続に関して

- ・工事中止基準の明確化
- ・工事中止の場合の支援制度（経費補償や設計変更、部分引き渡し等）の充実
- ・余裕ある工期の設定や工期の延長、
- ・資金繰り支援のための前払いの積極活用
- ・感染者発生時の柔軟な対応（労災認定とそれに伴う指名停止の回避）など

②施工中の工事における感染拡大防止策に関して、

- ・マスク、消毒液、検温器等が入手困難な状況の改善
- ・工事検査における立会頻度の減少
- ・会議・打ち合わせのオンライン化の検討
- ・現場のコロナ対策取り組みの工事評点への反映など

③経済対策や税制・金融対策等に関して、

- ・地域経済が冷え込まないように公共事業費の適正な確保
- ・新型コロナウイルス経済対策の一環として国土強靱化緊急 3 か年対策の後継事業
- ・ウェブ検査やウェブ立会を活用した工事の発注など

（当面の感染予防対策）

感染予防のための基本的な考え方や講ずべき具体的な対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日版、国土交通省土地・建設産業局建設業課長）により示されている。

漁港建設業においては、このガイドライン等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくとともに、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことが必要である。

3. 現ビジョンの評価

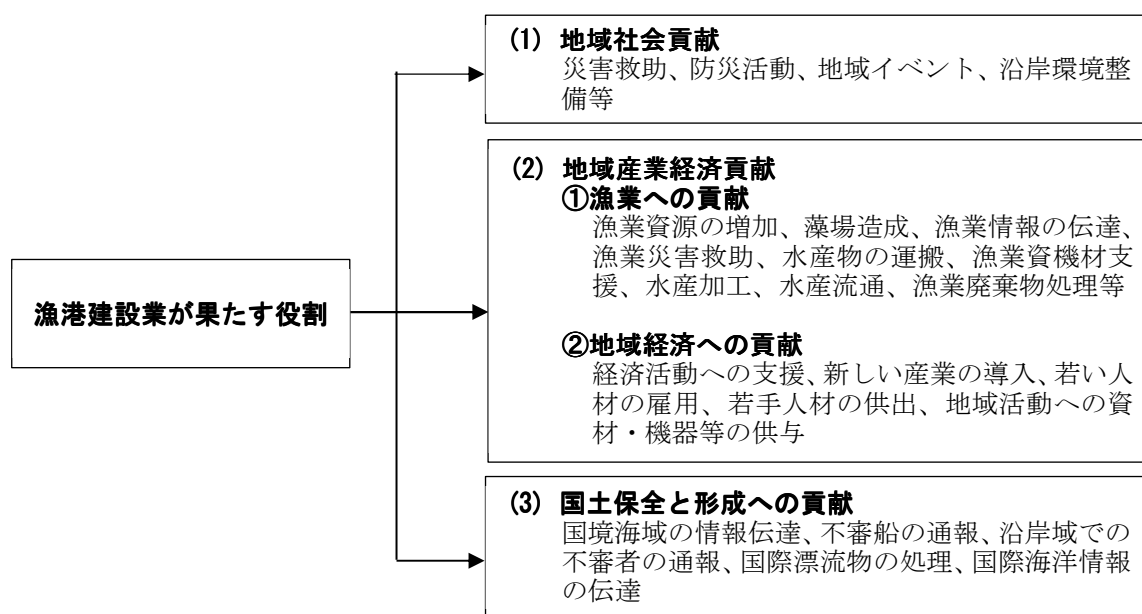
3-1. 漁港建設業が果たす公益的役割の再評価（事例収集等の強化・補強）

全国の漁港建設業は、産業・経営としての建設業の健全な推進に寄与している以上に、さまざまな公益的役割（①地域社会貢献機能、②地域産業経済貢献機能、③国土保全と形成への貢献機能）を発揮していることを現ビジョンで紹介している。しかし、これら役割や機能は、漁村地域の過疎高齢化の進展に伴い、さらに拡大しているものと考えられる。

漁港建設業に対する国民的理解を推進するためにも、より具体的で多様な公益的役割や機能の事例（写真や取組の内容、効果など）を充実する必要がある。

【現ビジョンにおける公益的役割】

現ビジョンではまず、漁港建設業が果たすさまざまな公益的機能・役割を提示し、その業態が存続する重要性を提起している。その内容は、①地域社会貢献（※漁業自体及び漁業支援、地域文化の維持・継承、漁村活性化活動支援等）、②地域産業経済貢献（※離半島・辺地における漁業と建設業の産業・経済的意義等）、③国土保全と形成への貢献（※国境監視や国際漂流物の処理、国際海洋情報の伝達等）にまとめられている。これらの考え方の構造は、下図のように整理されている。



（現漁港建設業の将来ビジョン目次より抜粋）

図 3-1-1 漁港建設業が果たす公益的役割

【評 価】

わが国沿岸域の漁業の長期的低迷や、漁村地域の過疎・高齢化の進行に伴う地域活力の低下に伴い、漁港建設業が果たしている公益的機能や役割はよりその重要性を増している。また、漁港建設業の果たす公益的機能・役割の重要性を、国民に向けてより正確、広範に周知することが、以前にも増して求められる。

しかし、現ビジョンにおいては、それぞれの公益的機能や役割についての提供情報の数や内容が限られており、より具体的で多様な事例を収集・整理し、提示する必要がある。



(現ビジョンにおける地域社会貢献：災害対策に活躍する漁港建設業の事例紹介)



(現ビジョンにおける地域社会貢献：地域のイベントへの貢献事例紹介)

【対応方針】

- ①漁港建設業が果たす公益的役割・機能構成については、その後の状況の変化を踏まえれば、国民の理解促進と誇りある漁港建設業の創出に向けて、よりその重要性を訴えていく必要があることから、内容の補強と再整理が必要。
- ②それぞれの公益的役割より明確に伝えるため、インパクトある写真、具体的事例内容や効果情報について、既往調査資料の再整理及び全日本漁港建設協会会員へアンケート調査を実施。

3-2. 現ビジョンに位置付けられた目標の評価

現ビジョンでは、これからの健全な漁港建設業の形成に必要な目標として、①適正な予算、②新たな事業分野を持つ長期計画、③適正な入札契約制度、④新たな漁港建設技術を位置付けている。

現時点で、①適正な評価、②新たな事業分野を持つ長期計画、④新たな漁港建設技術については一定の成果を上げつつあるが、引き続き、現状のニーズに適合した発展的活動が求められる。一方、③適正な入札契約制度については、現状、現場ベースでは目標が達成しているとは言い難い状況にあり、更に積極的な取組が求められる。

新ビジョンにおいては、現ビジョン策定以降の環境の変化に応じて、将来的な漁港建設業の健全な発展に向けた課題を再整理するとともに、可能な範囲で成果目標（数値や道筋等）を提示する必要がある。

【現ビジョンにおける目標】

現ビジョンにおいて、その中核をなす、健全な漁港建設業を創出するための目標（これからの漁港建設業に必要なもの）の構成は、下図のとおり、4つの目標から構成されている。

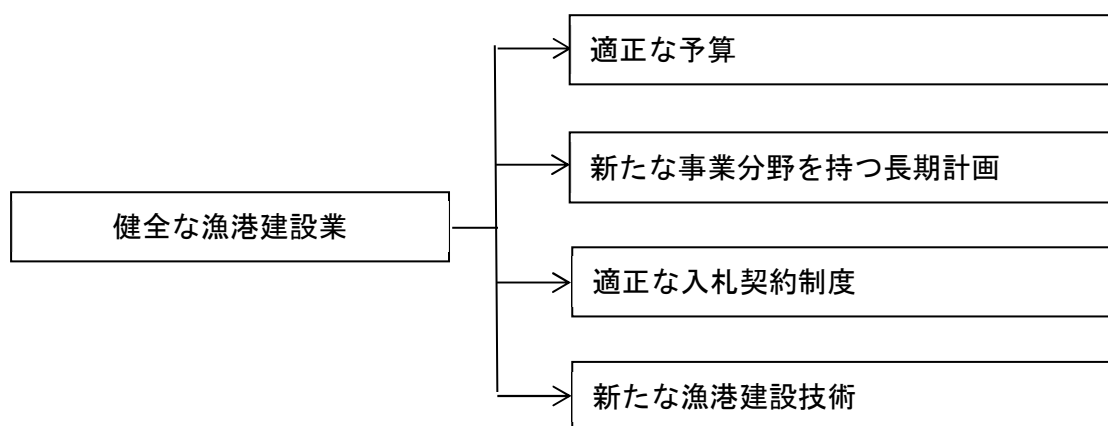


図 3-2-1 現ビジョンの目標（これからの建設業に必要なもの）

これら4つの目標（①適正な予算、②新たな事業分野を持つ長期計画、③適正な入札契約制度、④新たな漁港建設技術）毎の達成状況評価を以下に、とりまとめる。

3-2-1. (目標1) 適正な予算の確保

(1) 目 標 (課題)

国土保全と災害対策に必要な最低の額として 1450 億円を目標値として設定。また、過去最も事業費が大きかった昭和 62 年から平成 16 年度までの平均値約 3300 億円を目標値参考値として設定。

(2) 検 証

①現ビジョンの目標額（最低限度額）の考え方

現ビジョンにおいては、前述 (3-1) の公益的役割・機能を持続的に発揮するために必要な最低限度額を 1,450 億円（※沿岸線約 50km を範囲を 1 の業者でカバーするとの考えの下、わが国沿岸線 34000 km を 730 の建設業者でカバーし、その際、災害復旧等に必要な代表的機材として 300t クレーン作業船を仮定し、その年間維持費約 2 億円が必要として算定（図 3-2-1 参照（ $\div 2$ 億円 $\times 730$ 社））している。

②検 証

一方、近年の水産基盤関係予算（※図 3-2-2 参照）に見合う事業費（令和元年度事業費：1314 億円 $\times 1.5$ （国費に対する平均事業費率） $\approx$ 約 1970 億円、令和 2 年度事業費：1149 億円 $\times 1.5 \approx$ 約 1720 億円）は、この目標額を越えており、最低限の目標は達成したことになる。しかし、目標事業費は、あくまで最低限度額であり、将来的な漁港建設業の維持発展のためには、予算の維持・増額が必要である。

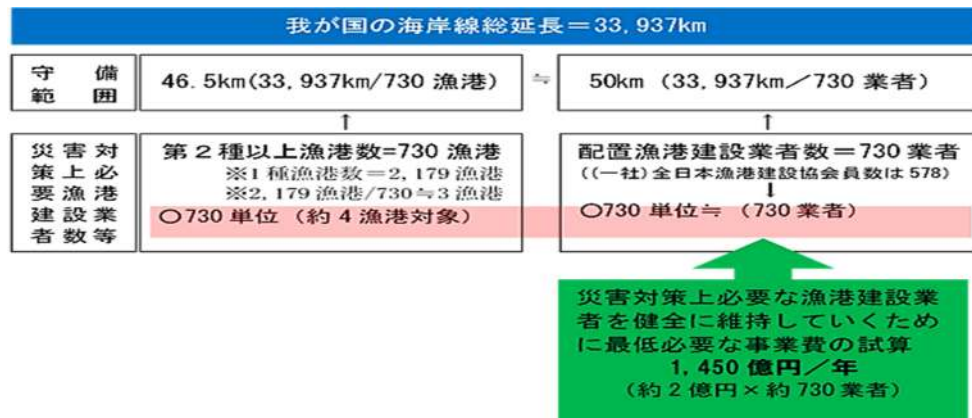
(参考1) 公益的機能発揮に必要な事業量の算定根拠

わが国沿岸域に津波や高潮等の被害が発生した場合、約 50 km の範囲の応急・復旧等を一つの業者がカバーするとした場合に必要となる最低限の事業量を限界工事量として設定。

具体的には、全国沿岸線（海岸線総延長 33,937km）に 2,909 漁港が立地しており、この 2,909 漁港の維持補修と周辺の漁村も含めた災害対応を行うのに必要な漁港建設業者の数としては、一の業者が、一定の勢力を有する第二種漁港以上の漁港を中心にその周辺の小規模な第一種漁港 3 漁港をカバー（計 4 漁港をカバー）すると仮定した場合、約 730 業者必要となり、各々の沿岸線のカバー範囲は 46.5km（ $\approx$ 約 50km）となる。

つまり、沿岸約 50km 間隔に 730 の健全な漁港建設業者が存在すれば、全国沿岸のどこで災害が発生した場合でも、作業船、重機および機材が準備を含めて 3 日以内に到達し、災害対応が可能と考えたものである。

従って、限界工事量としては、この 730 の漁港建設業者が、日常的に作業船、重機および機材を維持するために必要な年間事業費（約 2 億円/隻・年）を最低限確保しなければならないとして、1,450 億円/年（ ≈ 2 億円 $\times 730$ 社）としたものである。



項 目	内 訳	年間費用 (千円)
(作業船300tクレーン船だけの経費)		
船員6名	給料 + 賞与 + 社会保険料等 + 退職金積立	34,000
船員食費	月額324千円	3,880
平成25年上架修理	2年に1回上架	17,110
上記修理ペンキ代	2年に1回上架	2,860
ワイヤー交換他	実績	3,100
A重油	実績	18,500
小計		79,450
減価償却、陸上支援経費、資材費	1.5× (作業船経費)	119,175
合計		198,625



(一般的な作業船団)

資料-現漁港建設業の将来ビジョンより

図 3-2-1 わが国沿岸の災害対応に必要な最低限の事業費の考え方

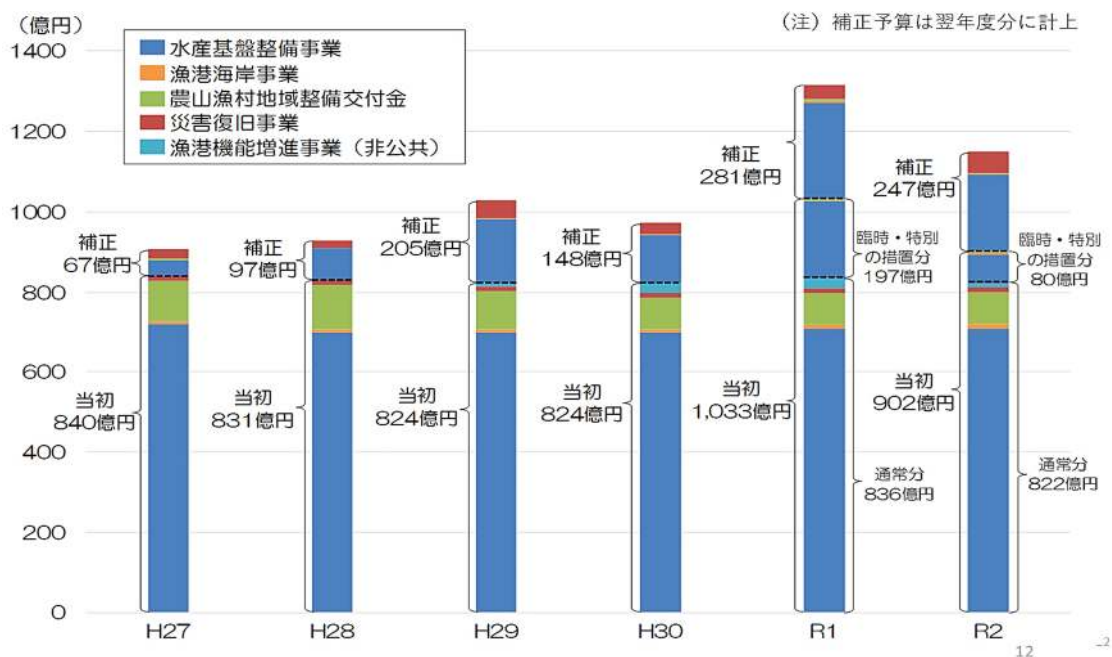


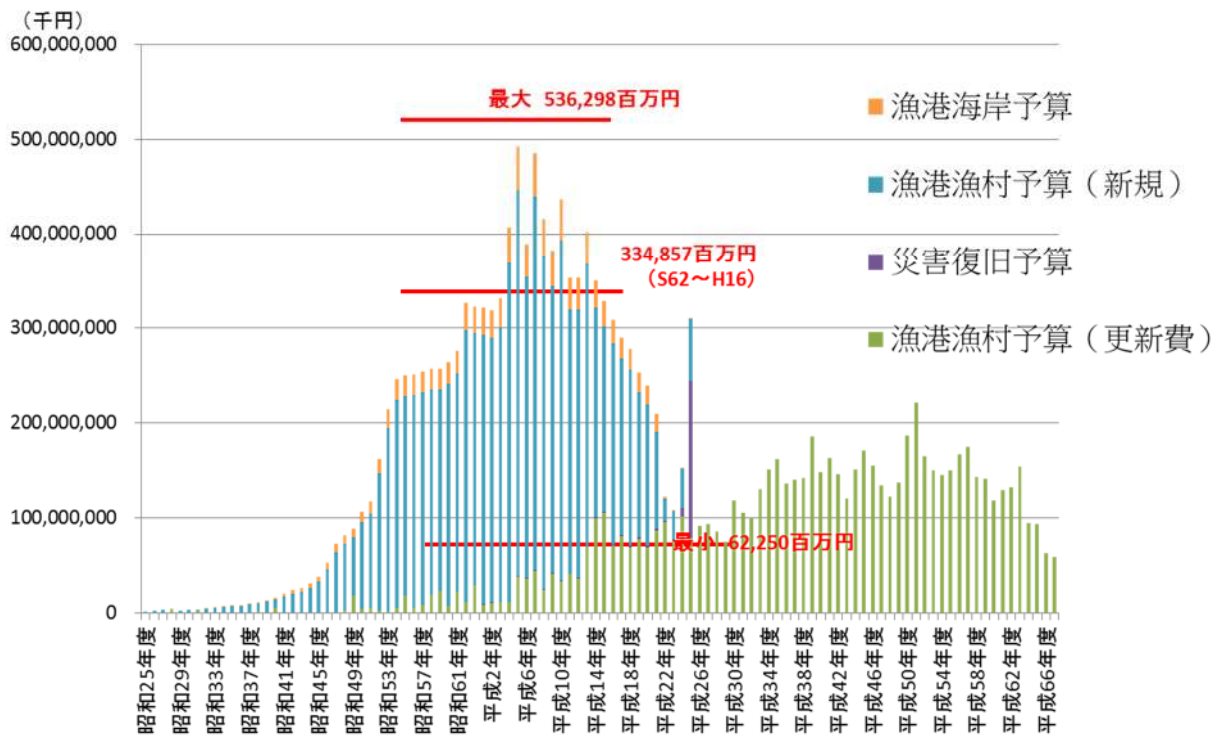
図 3-2-2 水産基盤整備事業関係予算の推移

(参考 2) 近年の水産基盤関係予算の推移と今後の見込み (参考 2)

漁港建設事業費 (予算) の推移及び今後の見込みは、下図 (図 3-2-3) のとおりである。図中の平成 26 年度以降の事業費は、建設された漁港施設を維持更新するために必要となる費用 (見込み) であり、この額に新規の漁港建設費が加算されたものが、当該年度の漁港建設事業費となる。

(一社) 全日本漁港建設協会会員に対し、適正と考える受注額についてアンケートを行ったところ、適正規模の漁港建設事業費は、過去最大と最低のほぼ中間値とである 3350 億円であり、これは、昭和 62 年から平成 16 年の 18 年間続いた 3,000 億円台の予算規模を期待するものと推測できる。

会員の期待に応えるためには、施設の維持更新費に新規建設のための事業費が上積みされる必要があり、おおよそ必要最小限必要となる維持更新費 1,500 億円に、新規建設費 1,500 億円を確保することが求められる。



注：予算は漁港漁場 60 年史と漁港漁場漁村ポケットブック (全国漁港漁場協会)、更新費は「漁港施設のストックマネジメントについて」(寒地土木研究所三上信雄)、最大、最小、適正規模値はアンケートによる。

図 3-2-3 漁港建設事業費の推移と今後

(3) 評価

- ①現ビジョンにおいて設定した公益的機能発揮のために必要な最低事業量 1,450 億円は、令和元年度の水産基盤整備関連の公共事業費が概ね 1900 億円に達していることから、一応達成したことになる。しかし、令和元年事業費という時限的な評価ではなく、今後とも継続的な事業予算の確保が必要である。
- ②現ビジョンの必要最低事業量算定の考え方（※沿岸線約 50km を範囲とする第 2 種漁港以上漁港数と一致する 730 建設業者が、300t クレーン作業船の年間維持費約 2 億円を確保可能な額として算定）を継続する場合、算定に使用した経費（単価）を直近の数値に置き換えて算定し直す必要がある。
- ③現ビジョンで示した目標額は、あくまで必要最低限の額であり、漁港建設業が持続的に健全経営が可能と考えられる事業費として、全日本漁港建設協会会員などの要望や、1 社当たりの建設業者に必要される平均事業費と事業者数の乗数などから導かれる理想的事業費の算定も期待されるところである。
- ④漁港建設業は、農山漁村地域整備交付金（海岸、漁村整備等）や災害復旧事業等を含めた水産基盤整備事業（水産公共）を経営の主体にしているが、一方で非公共事業である漁港機能増進事業、浜の活力再生交付金、渚泊対策事業など関連事業予算の活用も可能であり、これら取り扱いを再評価することも必要である。

3-2-2. (目標2) 新たな事業分野を持つ長期計画

(1) 目標(課題)

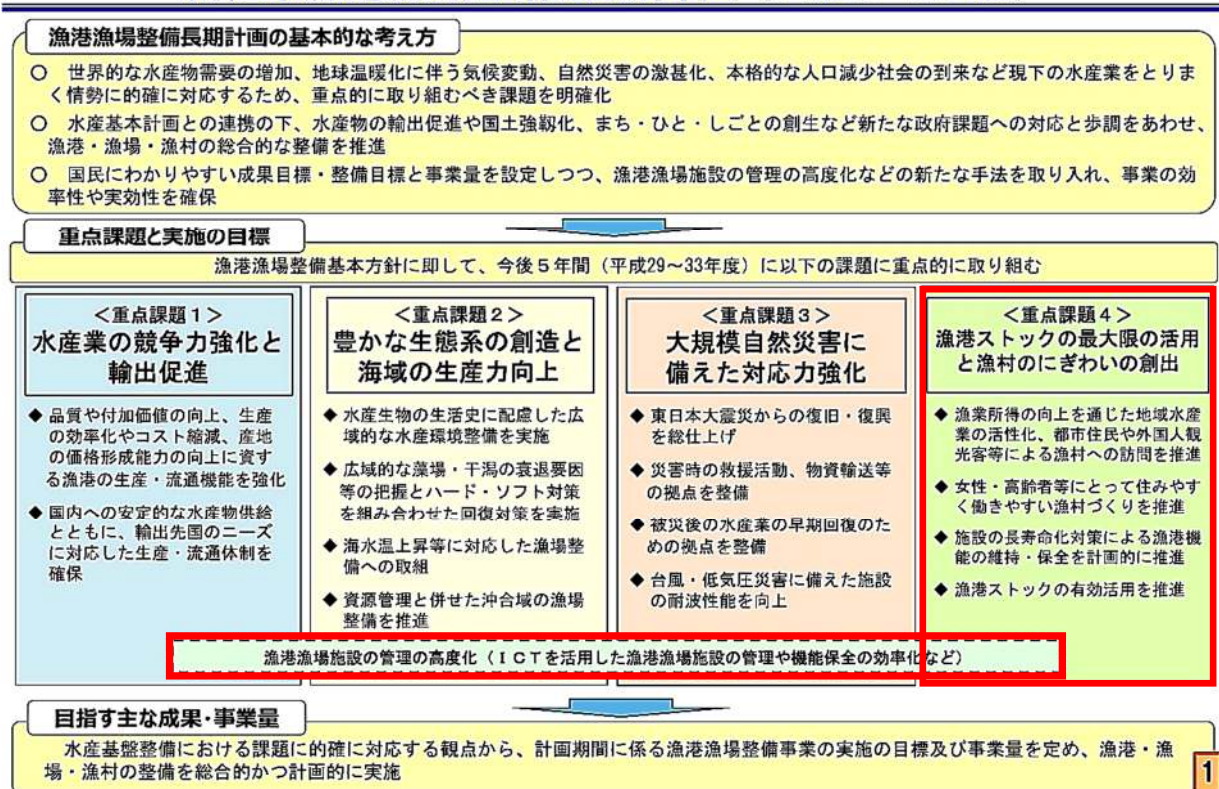
漁港建設業にとって、事業の先を見通す長期計画は、作業船や重機への投資、また、後継者となる新規採用を決める大きな要素である。漁港建設業者が今後とも誇りと希望をもって活動していくため、漁港漁場整備長期計画に、新たに、漁港施設の維持保全や新漁場開発等の位置づけを期待。

(2) 検証

漁港漁場は整備長期計画(平成29年3月公表)において、新たに、「既存ストックの有効活用と漁村のにぎわいの創出」が重要課題のひとつに位置付けられると同時に、共通課題として「漁港漁場管理の高度化に向けたICTの活用」が新たに付加されるなど事業分野の可能性が広がり、現ビジョンの目標は一定程度達成したと言える。

しかし、水産政策の改革や地球温暖化の進行など漁港漁場整備をとりまく状況は大きく変化しており、次期長期計画においては、これらの状況の変化を視野に入れた、新分野の拡充(既存ストックを活用した養殖対策や漁場開発等)が必要である。

新たな漁港漁場整備長期計画(平成29~33年度)



資料-水産庁(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/170328-1.pdf>)

図 3-2-4 新たな漁港漁場整備長期計画の全体像

(3) 評価

- ①新たな漁港漁場整備長期計画においては、「既存ストックの有効活用と漁村のにぎわいの創出」が重要課題のひとつに位置付けられ、また、共通課題として「漁港漁場管理の高度化に向けた ICT の活用」が追加されたことにより、現ビジョンの目標「新たな事業分野を持つ長期計画」は、一応達成したと評価される。
- ②一方、次期長期計画（令和4年度～8年度）の策定に当たっては、その後の政策面での変化、水産基盤整備や漁港建設業を取り巻く環境の変化等へ対応するとともに、今後の漁港建設業の持続的発展に向けて、更に新たな事業分野の拡充等を促す必要がある。
- ③特に、南海トラフ地震等も念頭に急がれるポスト国土強靱化対策や、水産政策改革に関連し、大規模静穏水域の確保や漁場環境の改善、新たな漁場開発など、新たな事業の創設も視野に積極的に取り組む必要がある。

緊急防災対策（「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書：2018年6月 土木学会）

報告のポイント

- 土木学会では、巨大災害に遭遇しても「国難」と呼びうる致命的事態を回避し、その被害を回復可能な範囲にとどめる対策を検討。（想定災害：南海トラフ地震、首都直下地震、三大湾の巨大高潮等）
- この結果、南海トラフ地震においては、経済被害が20年間で計1,240兆円に及び、これに対して事前の公共インフラ対策（事業費：38兆円以上）を行うことで、経済被害を約4割、計509兆円縮減可能と推計。
- 「財政構造の健全性を守る」ためには公共インフラ対策が不可欠であり、災害発生時までには各対策が「間に合う」よう対策目標は「15年程度で完了」することが必要と提言。

検討のポイント

1. 検討体制
 - 土木学会が2017年6月に土木学会会長特別委員会「レジリエンスの確保に関する技術検討委員会」（学会長：大石久和・土木学会、委員長：中村英夫・東京都市大学）を設置。
2. 検討条件
 - 海外を含む過去の大災害がもたらした長期的な影響を調査し、これをもとに今後起こりうる巨大災害（南海トラフ地震等）がもたらす被害やそれを減ずるに必要な公共インフラ対策（道路、港湾・漁港、海岸等）とその被害縮減効果を推計。
 - 港湾・漁港においては、南海トラフ地震防災対策推進地域内の重要港湾や流通拠点漁港等の耐震強化対策によって、海上ネットワークの寸断による経済被害の縮減効果を推計。

3. 検討結果

巨大災害	経済被害 (20年間で推計)	対策内容	被害縮減額(縮減率)
南海トラフ地震	1,240兆円	道路、港湾・漁港、海岸堤防、建築物（事業費：38兆円以上）	509兆円（41%）
		道路（事業費：19.8兆円）	139兆円（11%）
		港湾・漁港（事業費：8.3兆円）	101兆円（8%）
		海岸堤防（事業費：10兆円）	88兆円（7%）
		建築物（事業費：一兆円）	181兆円（15%）

図 3-2-5 土木学会による「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書の概要

水産政策改革の主なポイントと水産基盤整備

1. 養殖・沿岸漁業の発展関係

- 沿岸漁場の有効活用
- 養殖業発展のための環境整備
 - ・国は戦略的養殖品目を設定したうえ、総合戦略を策定
 - ・適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用の推進



- ・スマート水産業の展開に向けた漁場・養殖場のIT化【R2新規】
- ・大規模静穏水域の確保、漁港（泊地・用地）の有効活用
- ・沿岸漁場環境整備（藻場・干潟の再生、底質改善による赤潮対策等）

2. 遠洋・沖合漁業の発展関係

- IQ導入など条件が整った漁船については、漁船の大型化阻害規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には、各種報告を義務付け



- ・漁船の大型化に対応した大水深岸壁・泊地
- ・遠隔離島周辺の漁場開発とフロンティア漁場整備等沖合漁場開発

276

④また、漁業地域の振興及び漁港建設業者の今後の事業領域拡大可能性の観点から、漁港施設の利用規制緩和（※図 3-2-7 参照）による、漁村活性化のための有効活用を含めた漁港利用範囲や内容の拡大可能性を踏まえて、漁港建設業は、積極的な新規事業の発掘に努め、新たな仕事づくりに結びつけていく必要がある。

	現 状	課 題	規制緩和の内容
占有による利用	1. 水域・公共空地にかかる規制		
	○水域・公共空地の占有許可の期間が原則1年以内。	○占有許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。	○占有許可の期間を「 原則10年以内 」に延長。 （水産庁長官通知の改正）
貸付による利用	2. 行政財産にかかる規制		
	○漁港施設（用地を含む）の占有許可の期間が原則3年以内。	○占有許可の期間が短く、継続的に事業として実施するには収支計算が立ちにくい。ただし、漁港保全上、支障とならないよう定期的なチェックが必要。	○占有許可の期間を「 原則10年以内 」に延長。 （模範漁港管理規程例の改正）
	○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる特定漁港施設が漁獲物の処理、保蔵及び加工施設とその用地等に限定。 ○漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの対象となる漁港が、取扱水産物の数量1,000トン以上の漁港に限定。	○漁港施設の機能高度化のためには民間事業者のノウハウ等の活用が必要であるが、貸付対象施設が限定。 ○取扱水産物の数量が1,000トンに満たない漁港においても、民間事業者のノウハウ等を活用して漁港施設の機能高度化ができる漁港が多数存在。	○貸付けの対象となる特定漁港施設に陸上養殖施設及びプレジャーボート保管施設とその用地を追加。 （漁港漁場整備法施行規則の改正） ○貸付けの対象となる漁港の取扱水産物の数量を「1,000トン」から「100トン」に引き下げ。 （漁港漁場整備法施行規則の改正）
占有・貸付共通	3. 補助対象財産にかかる規制		
	○長期利用財産（注）となった漁港施設を地域活性化等を図るために利用する場合、漁港施設用地は補助金返還の緩和措置の適用外。 （注）補助目的に従った利用により10年を経過した補助対象財産	○地域活性化等を図るためには、レストラン、直売所、体験交流施設等の地域の活性化に資する施設を立地しやすくする必要。	○地域活性化等を図るために長期利用財産として漁港施設を利用する場合、漁港施設用地も補助金返還の緩和措置を適用。 （水産庁長官通知の改正）

資料-水産政策審議会第41回漁港漁場整備分科会資料（水産庁）

図 3-2-6 漁港施設の有効活用にかかる規制緩和（平成 31 年 4 月 1 日施行）

3-2-3. (目標3) 適正な入札制度

(1) 目標(課題)

漁港建設業は、他の公共事業と異なり、国の直轄事業が少なく大半が都道府県または市町村事業であること、また、多くが離島・半島などへき地で行われること、さらには、過酷な海象条件の中で行われることから、適正な利潤と担い手確保には、改正品確法及び運用指針の徹底が不可欠。

(2) 検証

品確法及び同運用指針(R2.4)の改正に当たっては、会員から国土交通省への意見提出等により、一部反映されるなどの成果が得られた。

(一社)全日本漁港建設協会が提出した主な意見と結果

1. 契約の適正化関係

□赤字が採用意見

- 設計不備により着工できない場合は、三者協議開催、工事中止の措置。
- 地方公共団体の重複発注回避など地域の実情に合った計画的な発注
- 適切な単価、間接費及び見積もりの採用、工期に見合った現場管理費
- 地域の実情に応じた適切な工期設定、気象条件による工期の変更措置
- 発注見通しの公表頻度の増と不適切な時期の工事の回避
- 発注事務・書類の簡素化
- 配置技術者自身の実績ではなく、企業としての実績とする
- 低入札価格調査基準の引き上げ、総合評価方式の徹底
- 不調不落時の事務処理の効率化及び増額協議の措置
- 実態を踏まえた積算(災害、遠隔地、小規模、関係者、見積もり採用)

2. 働き方改革関係

- ICT活用への経費の計上
- 労働環境改善への適正な費用計上
- 適切な設計図書と発注者の電子化への適切な対応

3. その他、担い手確保、緊急災害対応関係等

- 災害時等の実施体制確保への費用計上
- 若手や女性など多様な技術者の登用、措置
- キャリアアップシステムの活用
- 災害応急対応の事例に流木撤去及び漂流物撤去を追加

54

しかし、実際の現場における対応については、回航費や小規模工事等において、まだまだ多くの標準設計と実態の乖離問題が発生しているのが実情である。技術委員会等における議論では、これら要因として、国及び都道府県ベースでは一定の認識が得られるに至っているが、都道府県出先や市町村などの現場ベースでは必ずしも十分な理解が得られていないのではないかといった意見が大勢である。

したがって、現ビジョンの目標3 適正な入札制度については十分な成果が得られたとは言い難く、今後とも、技術委員会の議論等も踏まえて、現実的実効性を高めていく努力が必要である。

表 3-2-1 技術委員会等を通じて出された契約発注等の不適切事例

(ア) 適正な回航費の計上

作業船の回航費及び避難回航費は実態に応じた経費を計上。

(イ) 小規模工事適正な積算

一定規模の工事に適用する標準歩掛を用いるのではなく、見積もりで対応する。また、工程のサイクルを反映した積算及びコンクリートの打設量を反映した積算を行う。

(ウ) クローラークレーン拘束費の計上

標準歩掛のクローラークレーンの経費を適用するのではなく、工事期間中の拘束費を計上。

(エ) 施工条件を把握した発注

工事の支障にならないよう施工条件をよく把握して発注する。また適宜三者会議を開催。

(オ) 適切な市場単価の設定

経済調査会及び建設物価調査会の調査結果と実勢単価の乖離を是正。また、使用量が少量の場合には係数処理の数値を明記。

(カ) 適切な供用係数の適用

漁港漁場工事では、沖合域での工事もあり、港湾局で設定している供用係数と異なる場合もあるのでは正が必要。

(キ) 猛暑対策等作業環境整備への対応

令和元年度から現場管理費の中に率計算で計上しているが、非常に少額であり是正が必要。

(ク) 予算の確保と適正な予算配分

予算の総額確保とともに各地域の建設業者が適切に災害対応が可能となるよう最低限の予算の配分。

(第 12 回全日本漁港建設協会技術委員会における各地区協議会提案事項検討概要)

(3) 評価

- ①都道府県出先や市町村等の多くで、適正な入札制度が遵守されていない実情があり、現ビジョンの目標は達成されたとは言い難い状況にある。
- ②健全で持続性ある魅力ある漁港建設業の構築に当たって、必要な予算確保や事業範囲の拡大が達成したとしても、現場の入札制度が不適切であれば、その目的の達成は困難である。従って、特に、標準設計と実態の乖離問題への対応など品確法及び同運用指針改正の内容・趣旨を広く関係者に周知・徹底していくための取組（技術委員会の強化、事例集の作成等）を今後も強力に推進しなければならない。
- ③また、改正品確法等においては、休日確保など働き方改革や ICT やプレキャスト化の推進など生産性の向上対策、さらには、災害協定締結の推進など緊急災害対策なども強化されており、これら課題への対応強化も必要である。

表 3-2-3 小規模工事等に関する積算状況調査結果

	小規模工事			クローラークレーン見積		
	当初設計から 見積対応	変更による 見積対応	対応なし	当初設計から 見積対応	変更による 対応あり	対応なし (歩掛のみ)
北海道			○			○
青森県	○	○		○		
岩手県			○			○
宮城県			○			○
秋田県			○			○
山形県		△	○			○
福島県		○				○
茨城県		○	○			○
千葉県			○			○
東京都			○			○
神奈川県			○			○
静岡県			○			○
三重県			○			○
新潟県	○					○
石川県			○			○
福井県	○		○			○
兵庫県			○			○
和歌山県			○			○
鳥取県			○			○
島根県			○			○
岡山県			○			○
広島県						
山口県			○			○
徳島県						
香川県			○			○
愛媛県	○					○
高知県			○			○
福岡県			○			○
佐賀県			○			
長崎県			○		○	
熊本県			○			○
大分県			○			○
宮崎県	○					○
鹿児島県			○	○		
沖縄県		○			○	

資料一（一社）全日本漁港建設協会（令和元年 11 月）

表 3-2-2 回航費に関する積算状況調査結果（参考）

	設計図書での 明記		回航費計上の 有無			回航費計上の 起点		複数回の 回航費計上		避難回航費の 計上	
	あり	なし	往復	片道	なし	実積港から 変更計上	基地港から 計上	あり	なし	あり	なし
北海道	○		○				○		○	○	
青森県	○		○				○		○		
岩手県	○		○	○			○		○		○
宮城県	○		○	○		○			○		○
秋田県	○		○				○		○		○
山形県	○		○				○		○	△	○
福島県	○			○			○		○		○
茨城県	○		○			○	△		○		○
千葉県	○			○			○		○		○
東京都	○		○						○		○
神奈川県	○		○			○			○		○
静岡県	○		○				○		○		○
三重県	○		○				○		○		○
新潟県	○		○				○		○		○
石川県	○		○				○		○		○
福井県	○		○				○		○		○
兵庫県		○			○						○
和歌山県	○			○			○				○
鳥取県	○		○				○		○		○
島根県	○		○				○		○		○
岡山県	○			○		○	○		○		○
広島県											
山口県	○			○			○		○		○
徳島県											
香川県	○			○			○		○		
愛媛県	○		○	△		△	○	△	○	△	○
高知県	○		○			○		○			○
福岡県	○			○			○		○		○
佐賀県	○		○			○			○	○	
長崎県	○		○			○		○		○	
熊本県	○			○			○		○		○
大分県	○			○			○		○		○
宮崎県	○		○			○			○		○
鹿児島県	○		○				○		○	○	
沖縄県	○			○		○		○		○	

資料一（一社）全日本漁港建設協会（令和元年 11 月）

調査)

3-2-4. (目標4) 新たな漁港建設技術

(1) 目標 (課題)

漁港漁場整備長期計画を効果的に実施していくためには、新たな漁場整備、資源増進、新形式の漁港整備、施設の保全・補修技術全般について新技術の開発が必要

(2) 検証

新技術の開発については、現ビジョン策定以後、維持管理業務への ICT 化の推進など漁港漁場整備長期計画に位置付けられた課題や入札契約問題への対応など会員からの要請に応じる形で順次進めている。

これまでのところ、漁港施設の効率的な点検業務を支援する漁港施設点検システム、品確法にかかる課題として、生産性の向上を支援する技術としてプレキャスト (残置型枠) 工法にかかる技術開発が進んでおり、これらはいずれも、インフラメンテナンス大賞を受賞している。

また、会員からの要請の高い回航費等の適正化を支援する技術として、作業船位置・回航システム、また、直近では、水産政策改革を支援するため、養殖場等海域の環境保全を効率的に実施する環境維持保全工法 (赤潮発生以前の要因をもとから絶つ技術)、の開発が進められている。

(一社) 全日本漁港建設協会及び会員企業が取り組んだ新たな漁港建設技術の主要な取り組みは以下のとおり。

1) 新たな漁港建設技術例①: ICT の活用

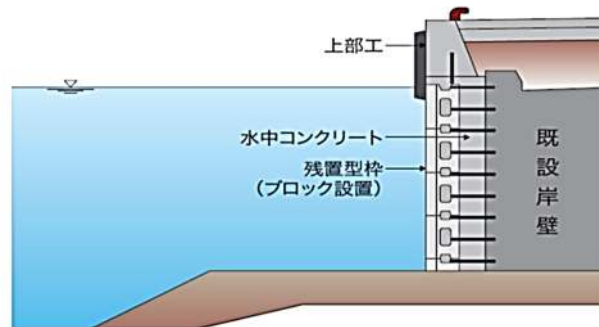
①漁港施設点検システム



2) 新たな建設技術例②：プレキャスト残置型枠工法

残置型枠工法の概要

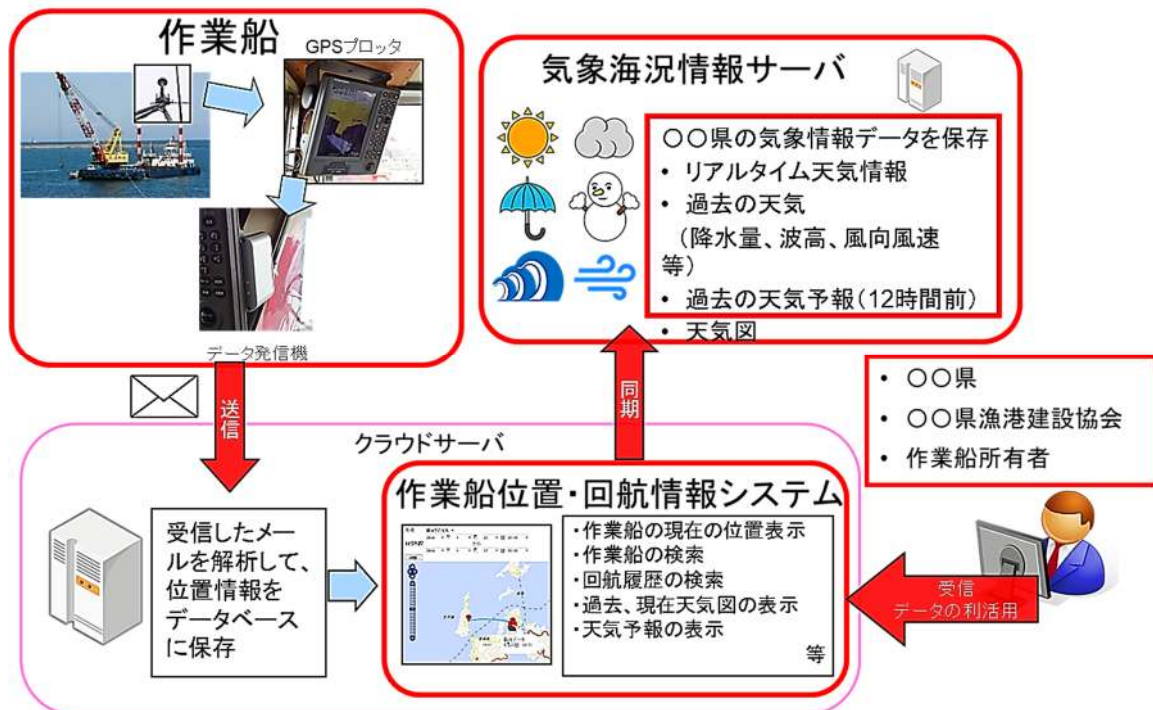
- ①既存施設表面にアンカー工を施工
- ②1段目を据付、セパレータで固定
- ③2段目以降は同様に据付・固定
- ④残置型枠と既設の間に水中コンクリート打設
- ⑤上部工を施工し完了



第2回インフラメンテナンス大賞



3) 新たな建設技術例③：作業船位置・回航情報システム



(3) 評価

①漁港漁場整備長期計画や水産政策改革の実現、また、漁業及び漁港建設業の各現場からのニーズを踏まえて、漁港施設点検システム、残置型枠工法などプレキャスト化にかかる技術、作業船位置・回航情報システムなど新技術の開発、現場での実践は着実な進捗が図られている。

②漁港漁場整備長期計画や水産政策改革、また、改正品確法等や昨今のコロナ禍への対応など、漁業や漁港建設業の現場からのニーズの変化に適切に対応して、今後も需要や社会的意義の大きい分野における新技術の開発が必要。

③技術開発には時間を要する場合が多いため、可能な限り先を見通した計画的な対応が必要である。このため、今後は、長期的視点をもった技術開発課題と開発スケジュールなど目標を持った対応が求められる。現時点で考えられる新技術開発分野として以下のようなものが考えられる。

(政策実現技術)

- ・ 漁港点検システムなど長寿命化対策支援技術
- ・ 海底のヘドロ対策など環境維持保全支援技術
- ・ 水産生物にとって重要な藻場の保全回復技術

(生産性向上技術)

- ・ 現場施工及び品質管理等への ICT の導入
- ・ プレキャスト化推進技術

(契約発注の適正化支援技術)

- ・ 作業船位置・回航情報システム
- ・ 供用係数算定システム など

④既に技術的には完成度の高さが評価されている残置型枠工法については、さらにその普及に向けて、地域水産業振興や地域振興に資する漁港既存ストックの有効活用施策を更に推進する技術開発や標準歩掛の設定が求められる。

Ⅱ．新ビジョンについて

4. 新ビジョンの検討

新たな漁港建設業の将来ビジョンの検討に当たっては、現ビジョンの主旨は引き継ぎつつ、漁港建設業者の目標や励みになるものであると同時に、国民からの支持と理解が得られるものになることを目指し、近年の漁業や漁村、漁港漁場及び漁港建設業をとりまく状況の変化に柔軟に対応可能な「足腰の強い漁港建設業」の創出を図るという方向性を重視する必要がある。

4-1. 漁港建設業の公益的機能と役割(地域を守る建設業)の発揮

全国の漁港建設業は、単に産業・経営としての建設業の健全な推進に寄与している以上に、様々な公益的役割（①地域社会貢献機能、②地域産業経済貢献機能、③国土保全と形成への貢献機能等）を発揮していることを現ビジョンで紹介しているが、漁村地域の過疎高齢化の進展に伴い、さらにその役割や機能は拡大している。

このため、漁港建設業に対する国民的理解を推進するためにも、より具体的で多様な公益的役割や機能の事例（写真や取組の内容、効果など）を充実する必要がある。

なお、公益的役割の内容及び事例収集等に当たっては別途会員を対象としたアンケート調査を実施 **（※資料-4 漁港建設業の将来ビジョン策定にかかるアンケート調査参照）**

【漁港建設業の公益的機能と役割の発揮の補強】

新たな漁港建設業の将来ビジョンの検討に当たっては、水産基盤整備事業の安全かつ効率的な実施という基本的な役割に加え、漁港建設業が果たす様々な公益的役割を補強、再整理し、国民から理解され支持される誇りの持てる漁港建設業の姿を浮き彫りにする必要がある。

その際、現ビジョンで提示している公益的役割（①地域社会への貢献、②地域経済への貢献、③国土保全と形成への貢献機能）を基本としつつ、近年重視されつつある災害等からの「地域の守り手」という視点から、説得力のある事例や写真等を新たに加えて、補強・再整理する。

（安定的・持続的漁港建設業が果たす公益的役割）

（1）地域社会への貢献

漁業関係者を含めた地域住民や各種組織と連携・協働した、①環境保全活動（ex. 海浜清掃、潜水技術を生かした藻場再生活動、漁村の美化活動等）、②伝統文化・地域イベント支援（ex. 地元のお祭りや青空市等イベントへの人的支援等）を通じて、漁村地域の活性化など地域社会への貢献が期待される。

(2) 地域経済への貢献

漁業・水産業以外に就業所得機会が極端に限られる地域において、①漁閑期等の兼業機会を含めた就業所得（雇用）機会の提供、②漁船や生け簀の揚げ降ろしなど日常の漁業活動支援、③養殖業や水産加工業への参入、④農林業への参画、⑤既存ストック等を活用した新規の産業おこし、⑥建設業自体による経済フローと納税行為などを通じて地域経済や水産業へ貢献が期待される。

(3) 地域の守り手としての貢献

年々激甚化する台風・低気圧や今後発生が危惧される南海トラフに起因する大規模地震・津波発生などの大規模災害に対して、①災害発生時の迅速な応急・本復旧支援、②事前防災や事前復興準備、③漁港施設等水産基盤施設の日常的維持管理などの活動を通じた地域の守り手としての貢献が期待される。

(4) 国土保全と形成への貢献

漁港建設業自体の経済活動が行われていることにより、離島や辺地等における漁村社会や国民の活動が維持され、国土や海域管理（国境監視等）など、国土保全・国土形成への貢献が期待される。

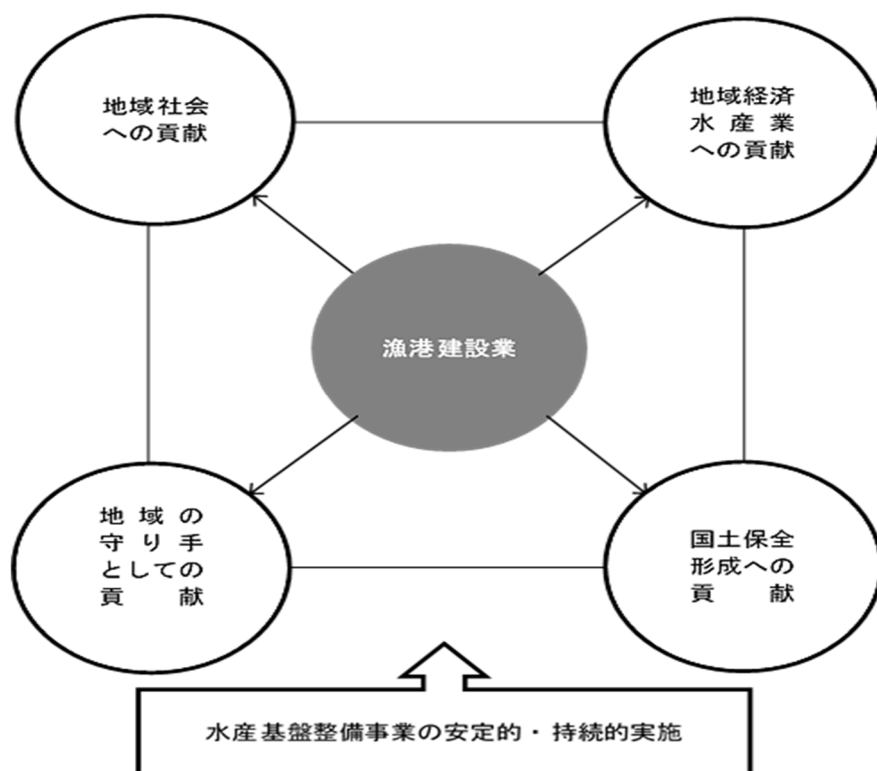


図 4-1-1 漁港建設業安定・持続が発揮する公益的機能・役割の考え方

【検討課題】

それぞれの公益的機能や役割の発揮を分かりやすく国民に提示するため、全日本漁港建設協会会員に既存の取組等に関する情報（写真や活動内容等）収集を実施する必要がある。

(1) 地域社会貢献等

○地元小学生による海の
写生大会の開催支援
（長崎県五島市）



○地元の伝統祭り支援
（鹿児島県種子島）
○地域の伝統祭り支援
（北海道三石漁港）



(2) 地域経済・漁業貢献

○養殖筏の引き揚げ
（北海道砂原漁港）
○養殖生産物の水揚げ
（北海道追直漁港）



○砕氷による航路の確保
（北海道遠別漁港）
○除雪による道路の確保
（北海道厚岸漁港）



(3) 国土管理・保全貢献

○北朝鮮漂着船の引揚げ
（北海道福島町）
○災害ごみの片づけ
（北海道元稲府漁港）



○漁港内の廃船引上げ
（北海道様似漁港）
○漁場の流木の引上げ
（北海道三石漁港）



4-2 新ビジョンの考え方（課題と目標の設定）

地域の守り手など漁港建設業が有する重要な公益的機能・役割を果たしていくためには、漁港建設業自体が、健全に維持・発展していくことが前提となることから、そのために必要な課題と目標を、分かりやすく設定する必要がある。

（新ビジョンにおける漁港建設業の主要課題の設定）

- (1) 儲かる漁港建設業（地域の担い手として安定した利益の確保へ）
- (2) 成長する漁港建設業（将来に希望が持てる業界へ）
- (3) 魅力ある漁港建設業（安全かつ効率的な職場環境の創出へ）
- (4) 政策実現と働き方改革等を支援する漁港建設技術（革新的技術導入加速へ）

なお、課題と目法の設定に当たっては別途会員を対象としたアンケート調査を実施 （※資料-4 漁港建設業の将来ビジョン策定にかかるアンケート調査参照）

【新ビジョンの考え方（課題の設定）と目標の考え方】

重要な公益的機能・役割を果たしていくために、健全で夢のある持続可能な漁港建設業を維持・発展していく必要があります、①儲かる漁港建設業、②成長する漁港建設業、③魅力ある漁港建設業、④政策実現等を支援する漁港建設技術の4つのテーマの課題を把握し、その達成に向け適確な目標を設定していくことが重要。

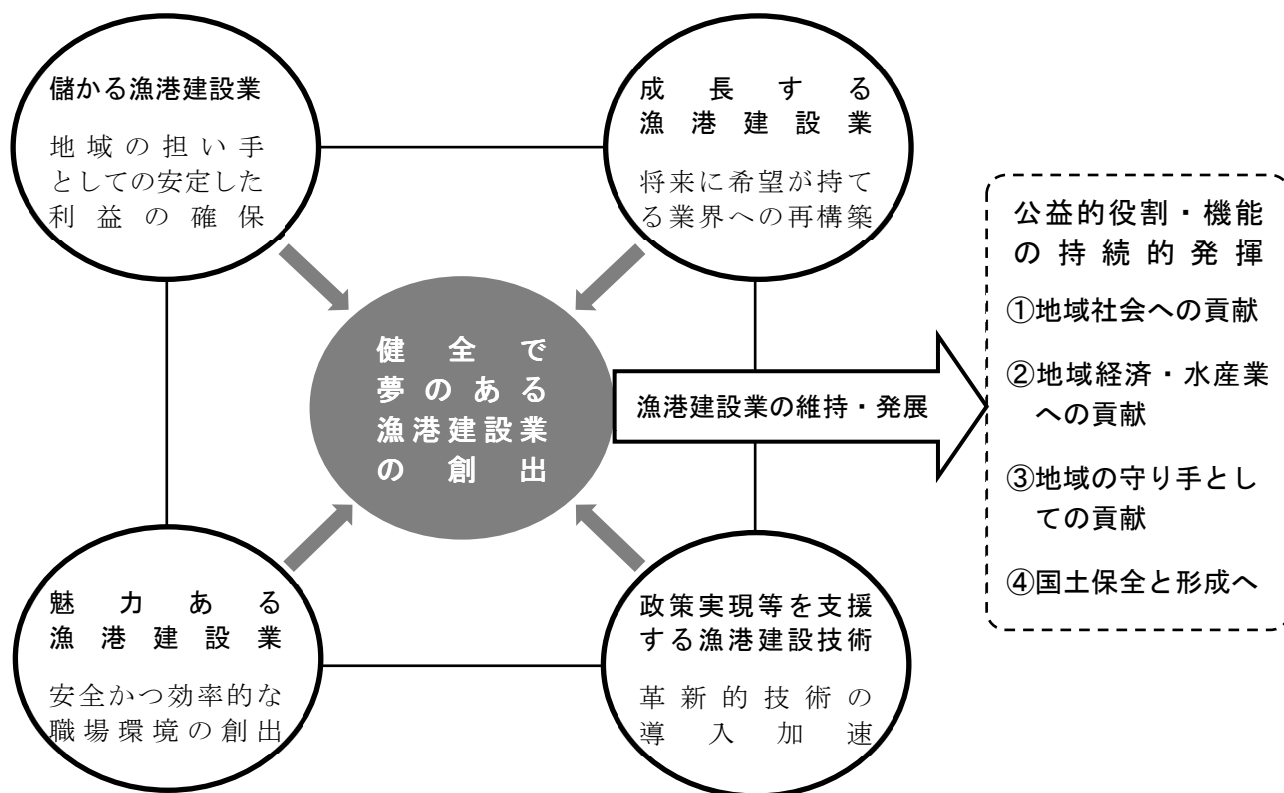


図 4-2-1 新漁港建設業の将来ビジョンの目標の全体イメージ

4-2-1. 【課題1】 儲かる漁港建設業(地域の守り手として安定した利益の確保へ)

漁港建設業が、「地域の守り手」など公益的役割を持続的に発揮していくためには、まずは、企業経営上の安定した利益の確保が不可欠である。

そのためには、全国に立地する漁港建設業について十分な工事量（工事費）の確保とともに、個々の工事において適正な利潤が得られるよう品確法及び同運用指針の徹底等による入札・契約行為等の適正化が守られることが重要な課題と考えられる。

よって、課題1に関しては、現ビジョンの目標1及び3の評価も踏まえ、以下の目標を設定するとともに、可能な範囲で、具体的な成果目標の設定を試みる。

(課題と成果目標)

- ①公益的機能の持続的発揮に向けた必要事業量（事業費）の確保
→目標としては、地域の守り手等として必要な限界工事量を検討
- ②品確法・同運用指針の徹底（入札・契約制度の適正化）
→技術委員会での議論を踏まえ、事例集の作成、発注者等との意見交換など、品確法及び同運用指針の徹底に向けた道筋を設定

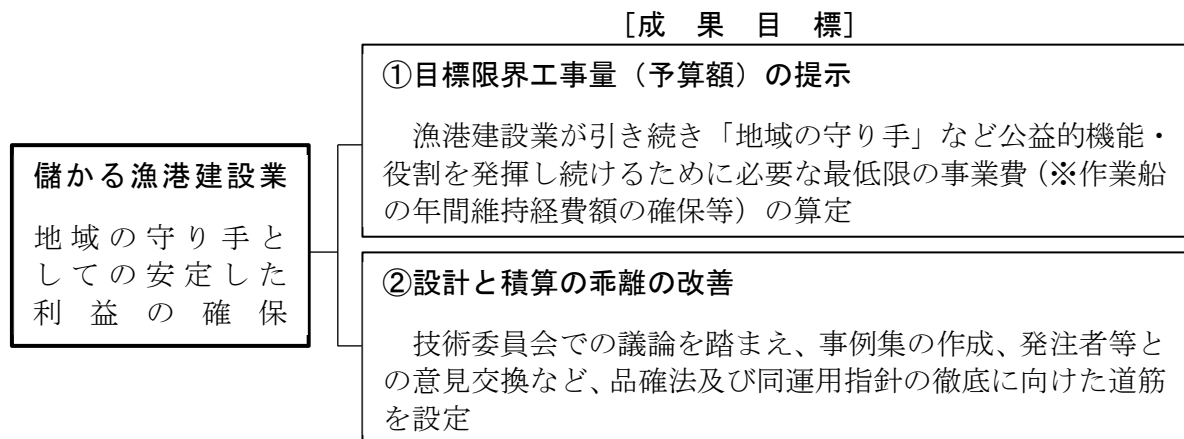


図 4-2-2 儲かる漁港建設業構築のための目標設定の考え方

[検討課題]

- ①限界工事量（予算額）の提示
 - ・現ビジョンの算定手法を評価したうえで、作業船等年間維持管理費についての最新単価による見直しが必要
- ②設計と積算の乖離問題改善に向けた道筋の提示
 - ・品確法及び同運用指針の徹底による設計と積算の乖離改善に向けた道筋等を成果目標として設定
 - ・全日本漁港建設協会会員向けアンケート調査を実施

4-2-2. 【課題2】成長する漁港建設業(将来に希望が持てる業界へ)

海洋・沿岸部での工事を主とする漁港建設業においては、作業船や重機などが必要であり、これら高額の資機材確保に向けた投資を行うためには、業界の将来をある程度見通せることが重要。

このためには、漁港漁場整備長期計画等において将来がある程度見通せる事業量と新たな事業分野が明示されることが期待される。また、新たな事業領域拡大による多角経営（養殖業など水産業、漁港等の維持管理業務、漁港ストックを活用した地域産業への参入等）の可能性等を提示することも効果的である。

よって、課題2に関しては、現ビジョンの目標2の評価も踏まえ、以下の目標を設定するとともに、可能な範囲で、具体的な成果目標の設定を試みる。

(課題と成果目標)

- ①将来を見通し、新たな事業分野を有した漁港漁場整備長期計画の策定
→次期漁港漁場整備長期計画へ計画事業量と新たな事業分野の提示を要請
- ②事業領域の拡大による多角経営分野の開拓
→漁港の有効活用による養殖業の展開など、多角経営事例の増加

[成 果 目 標]

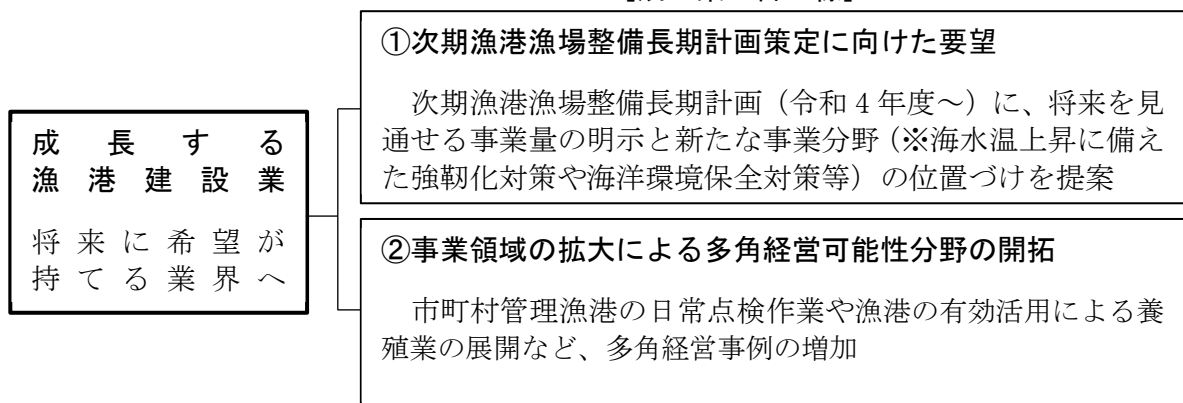


図 4-2-3 成長する漁港建設業構築のための目標設定の考え方

[検討課題]

- ①次期漁港漁場整備長期計画策定に向けた提案
 - ・水産庁による次期漁港漁場整備長期計画策定作業を通じ、ポスト国土強靱化対策や、水産政策改革に関連し大規模漁場開発等の課題にかかる新たな事業を提案
 - ・全日本漁港建設協会会員向けアンケート調査を実施
- ②漁港建設業の多角経営可能性分野の提示
 - ・全日本漁港建設協会会員向けアンケート調査を実施

4-2-3. 【課題3】魅力ある漁港建設業(安全かつ効率的な労働環境の創出へ)

構造的な担い手不足の解消に向けて、若者や女性にも魅力ある産業への再構築を図ることが必要。そのためには、働き方改革やIT化など最新技術の活用・導入により、安全かつ効率的な労働環境の創出を推進し、漁港建設業を魅力ある産業に再生していく必要がある。

また、新たな問題として、感染防止対策など新型コロナ対策も重要な検討課題である。

よって、課題3に関しては、以下の目標を設定するとともに、可能な範囲で、具体的な成果目標の設定を試みる。

(課題と成果目標)

- ①働き方改革等による3Kの打破と、新3K(給与・休暇・希望)^{*}への転換
→適切な工期設定や休日確保など、働き方改革の推進目標を設定
- ②ICT(点検システムやドローン等)やプレキャストなど新技術の導入等による
安全性・効率性・生産性の向上
→ICT活用工事の実施率やプレキャスト部材の活用率
- ③キャリアアップシステムによる担い手の育成、技能労働者不足対策としての
特定技能外国人労働者の受入れ
→キャリアアップシステムの導入率
- ④効果的な新型コロナウイルス対策
→テレビ会議の導入率や遠隔検査の実施率など要検討

[成果目標]

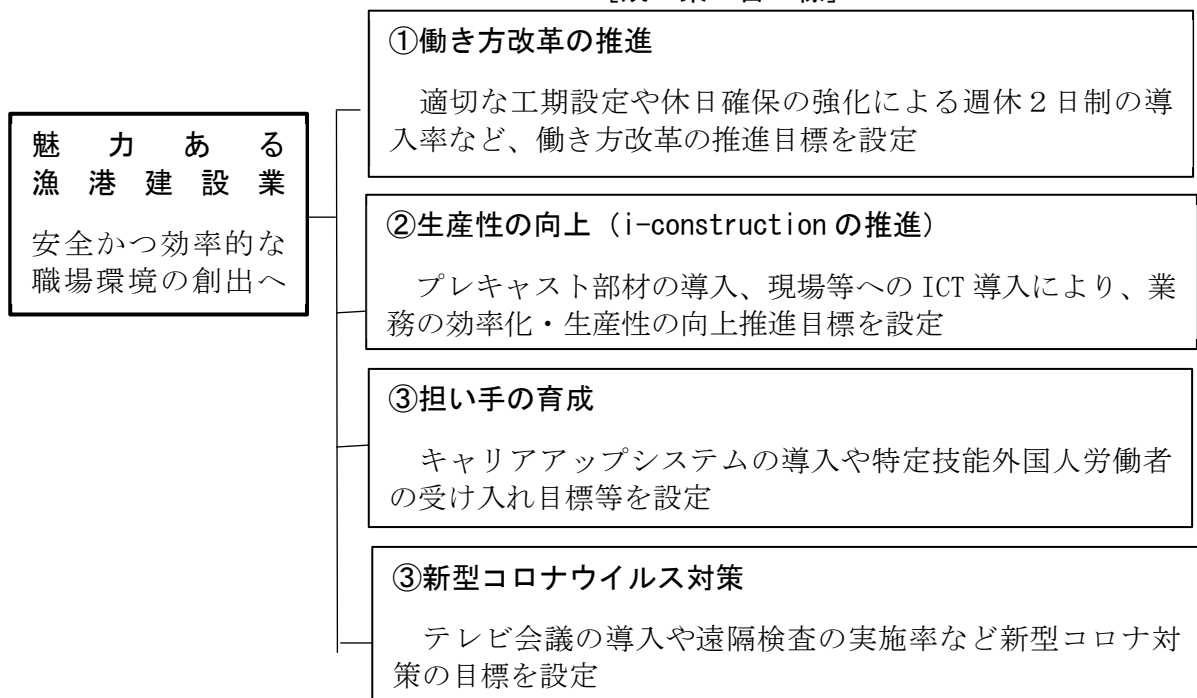


図 4-2-4 魅力ある漁港建設業構築のための目標設定の考え方

【検討課題】

①働き方改革の推進目標の設定

- ・全日本漁港建設協会会員に向けた、働き方改革に関するアンケート調査の実施

②生産性の向上（i-construction の推進等）目標の設定

- ・全日本漁港建設協会会員に向けた、生産性向上に関するアンケート調査の実施

③担い手育成にかかる目標の設定

- ・キャリアアップシステムの導入など他の建設業分野の考え方を参考に設定

④新型コロナウイルス対策目標の設定

- ・遠隔検査やテレビ会議の導入率などアンケート調査の実施

※新3Kとは、近年担い手の減少・高齢化が進む建設業の担い手確保に向けて、国交省が提唱する給料、休日、希望の新たな3つのKを念頭に、建設業の就業環境改善を念頭に置いた施策的キーワードである。

4-2-4. 【課題 4】 政策実現と生産性の向上等を支援する漁港建設技術

漁港漁場整備長期計画や水産改革等の政策実現、陸上工事と異なり作業環境が厳しい海域での工事が主となる漁港建設業の施工にあたっての労働生産性の向上や品質管理の高度化、さらには、引き続き課題となっている入札契約の適正化に向けた技術開発などが必要。

また、海あるいは海に近接した工事に携わる漁港建設業が独自に有する、潜水工技術や塩害防止技術、石積工法等の景観形成技術など伝統工法・技術や特殊技術を維持・継承していくことも重要である。

よって、課題 4 に関しては、現ビジョンの目標 4 の評価も踏まえ、以下の課題を設定するとともに、可能な範囲で、具体的な成果目標の設定を試みる。

（課題と成果目標）

- ①漁港漁場整備長期計画や水産政策改革など政策実現支援技術
→環境維持保全技術、藻場再生技術、漁港施設の維持保全技術等
- ②働き方改革及び生産性の向上支援技術
→現場での施工及び品質管理等への ICT の導入、プレキャスト化技術等
- ③契約発注の適正化支援技術
→作業船の位置・回航情報システムや共用係数算定システム等

〔成 果 目 標〕

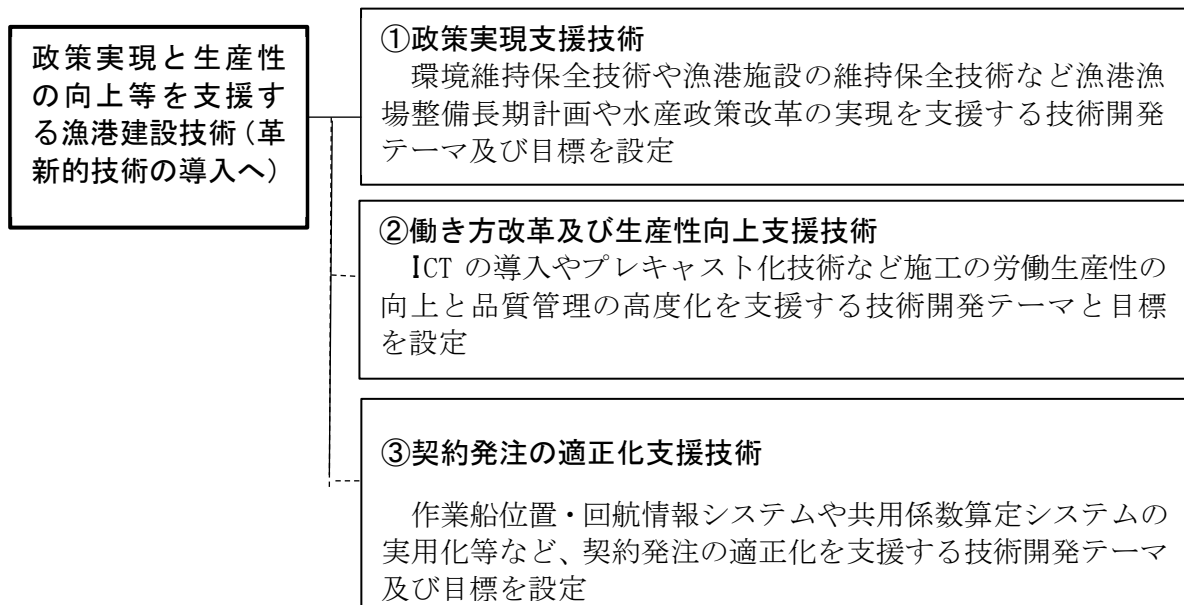


図 4-2-5 政策実現と産性の向上等を支援する技術の導入のための目標設定の考え方

〔検討課題〕

- ①技術開発課題と成果目標の設定に向けて
 - ・次期漁港漁場整備長期計画策定に向けて期待される技術課題の抽出
 - ・全日本漁港建設協会会員向けアンケート調査の実施